

觀音寺市  
次世代育成支援行動計画  
(後期計画)



平成 22 年 3 月

觀 音 寺 市

## はじめに

わが国の人口構造の変化は極めて急速に進んでおり、中でも少子化の進行は人口減少社会の大きな要因となるものであり、若年層の減少がもたらす経済及び社会保障制度への影響は多大なものがあります。また、地域社会においても地域活力の低下や子どもたちの社会性や自立性が育ちにくくなる社会環境により、子どもたちの健全育成の低下が懸念されます。

こうした少子化の流れを変えるため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。各自治体においては行動計画を策定し、計画的に支援対策の取り組みを推進することとなりました。

本市は、平成 17 年 10 月に観音寺市、大野原町、豊浜町が合併した際に、旧市町の計画をもとに新しい観音寺市としてこの計画を策定し、推進してまいりました。

今般、諸般の変動を踏まえて計画の見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の後期計画を策定したものであります。

計画の理念である「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち」の実現に向け、行政、市民、地域がともに一体となって子育て支援を進めて行く所存でございます。

終わりに、計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました観音寺市次世代育成支援行動計画策定委員の皆様、市民の皆様そして関係各位に心より感謝申し上げますとともに、今後一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

観音寺市長 白川 晴司

## 目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定方法	3
5	計画の基本理念	4
6	計画の基本目標	4
7	計画の体系	5
8	計画の推進	6
第2章	子どもと家庭をとりまく現況	7
1	人口等の状況	7
2	計画対象人口の推計	10
3	育児サービス等の状況	11
4	アンケート調査結果からみた子育て状況	16
5	前期計画の評価	33
第3章	施策の現状と目標	34
	基本目標1 安心とゆとりを持って子どもを生き育てることのできるまちづくり	34
1	健康で安全な妊娠と出産のために	34
2	家族で協力して子育てをすすめていくために	36
3	育児について気軽に相談し、広く情報を取得するために	38
4	安心して子どもを預けられ、仕事と子育てを両立するために	41
5	子育てにともなう経済的負担の軽減のために	45
	基本目標2 すべての子どもが心身ともに健やかに育つことのできるまちづくり	48
1	子どもの病気や事故を予防し、心身の異常にきちんと対応するために	48
2	子どもが学校で楽しく学ぶために	52
3	自らの心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期を送るために	56
4	障がいのある子どもを支援するために	59
5	子どもの人権擁護や児童虐待を防止するために	63
	基本目標3 地域全体で子どもと子育て家庭を支援することのできるまちづくり	66
1	子どもや子育て家庭にとって安心・安全なまちづくりのために	66
2	子ども連れでも安心して外出できるまちづくりをすすめるために	68
3	児童の健全育成をすすめるために	70
4	子育て支援ネットワークづくりをすすめるために	73
第4章	子育て支援サービスの目標事業量	75
資料		76
1	観音寺市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	76
2	観音寺市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿	78
3	観音寺市次世代育成支援行動計画策定推進庁内会議設置要綱	79

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

国の合計特殊出生率（ひとりの女性が生涯に生む平均子ども数）は、現在の人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回り、少子化の急激な進行による経済成長や社会保障制度へのマイナスの影響が危惧されています。

そのため、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応しながら、子どもたちの健全な育成を図り、活力ある地域社会を維持し、発展させていく必要性が高まっています。

少子化の流れを変えるために、国では、これまでエンゼルプランや新エンゼルプランなどに代表される子育て支援計画を推進してきましたが、依然として止まらない少子化の流れを変えるため、平成15年に「男性を含めた働き方の見直し」や「地域における子育て支援」などを盛り込んだ「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、これを具体化するため平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律に基づく国の策定指針を受けて、都道府県及び市町村ならびに事業主が次世代育成支援対策推進のための行動計画を策定するという枠組みが整備され、今日まで様々な取り組みがなされています。

観音寺市においては、平成17年10月に、旧観音寺市、大野原町、豊浜町が合併しましたが、旧1市2町においてそれぞれ次世代育成支援推進法に基づく行動計画を策定して少子化対策を進めてきました。そして、合併後の施策の基本方針を統一し、地域間のバランスに配慮した施策・事業の一層の展開を図るため、平成19年3月に「観音寺市次世代育成支援行動計画」を策定しています。

これまで、少子化に歯止めをかけるための様々な取り組みがなされてきましたが、今後も、少子化対策は最も大きな課題となっています。この問題を解決するため、行政をはじめ、企業等の民間、またボランティアやNPO等の地域住民が一体となって、このような包括的な取り組みを推進するため、「観音寺市次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定するものです。

## 2 計画の性格

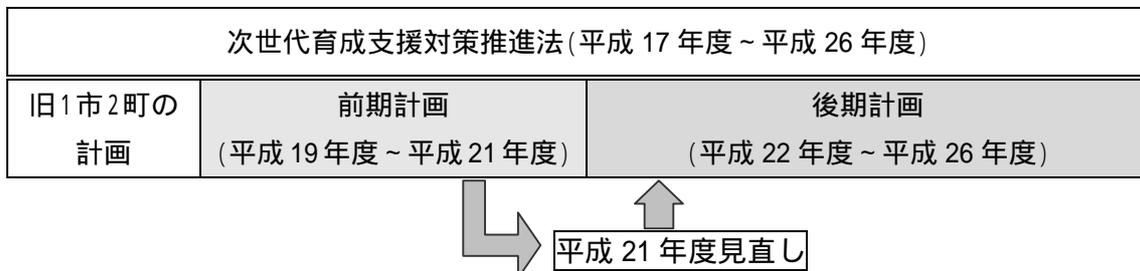
この計画は、国の「行動計画策定指針」及び「観音寺市総合振興計画」（平成20年度～平成29年度）等、既存の各種関連計画との整合を図りながら、より総合的な子育て支援計画として策定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画」（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）であり、「観音寺市次世代育成支援行動計画」（平成19年3月策定）を前期計画として、これを継承する後期計画です。また、「新待機児童ゼロ作戦」について（平成20年2月）及び「保育所保育指針」（平成20年3月改定）に伴う「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の内容を併せ持つ計画です。

後期計画の策定にあたっては、新たな視点として「仕事と生活の調和実現の視点」を取り入れ、働き方の見直しを進め、市民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みとして、企業をはじめとする関係者と連携をとりながら、計画の実現をめざします。

また、この計画は、本市における総合的な少子化対策、子育て支援策を進めるにあたっての基本的指針であり、家庭における子育てを中心に、行政、企業、学校、地域団体など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示しています。

## 3 計画の期間

次世代育成対策推進法において、平成21年度に現行の計画の見直しを行い、平成22年度から5年間の計画を定めることとされており、本計画は、平成22年度を初年度として、平成26年度を目標年度とする後期計画とします。



## 4 計画の策定方法

### (1) 策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、公募市民・関係団体・学識経験者等からなる観音寺市次世代育成支援行動計画策定委員会を設置し、計画の検討、審議等を行いました。

### (2) アンケート調査の実施

この計画の策定資料として、保育ニーズや観音寺市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

#### 調査概要

調査の種類	就学前児童調査	小学校児童調査
調査票	就学前児童用	小学校児童用
調査対象者	観音寺市在住の就学前児童を持つ 全世帯	観音寺市在住の小学校児童を持つ 全世帯
調査部数	2,575 件	2,633 件
調査方法	・郵送による配布・回収 ・ただし、小学校児童のいる保護者は、小学校を通じて配布・回収	・小学校を通じて配布・回収
調査期間	平成 21 年 3 月 5 日 ~ 3 月 25 日	

#### 回収結果

種類	配布数(件)	回収数(件)	回収率
就学前児童調査	2,575	1,143	44.4%
小学校児童調査	2,633	1,910	72.5%
合計	5,208	3,053	58.6%

## 5 計画の基本理念

子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、子どもたちがともにいきいきと健やかに育ちあい、主体的に考え、行動する「生きる力」を持つことは、親だけでなくすべての市民の願いであると言えます。

結婚して家庭を築くことや、子どもを生み育てることは個人の自由な選択に委ねられることがらであり、また、子育ての第一義的な責任はその保護者にあることは言うまでもありません。しかし、地域や学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長していくことができるまちづくりを実現することが重要です。したがって、「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち」を基本理念に掲げ、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるため、家庭のみならず社会全体での取り組みを進めます。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち

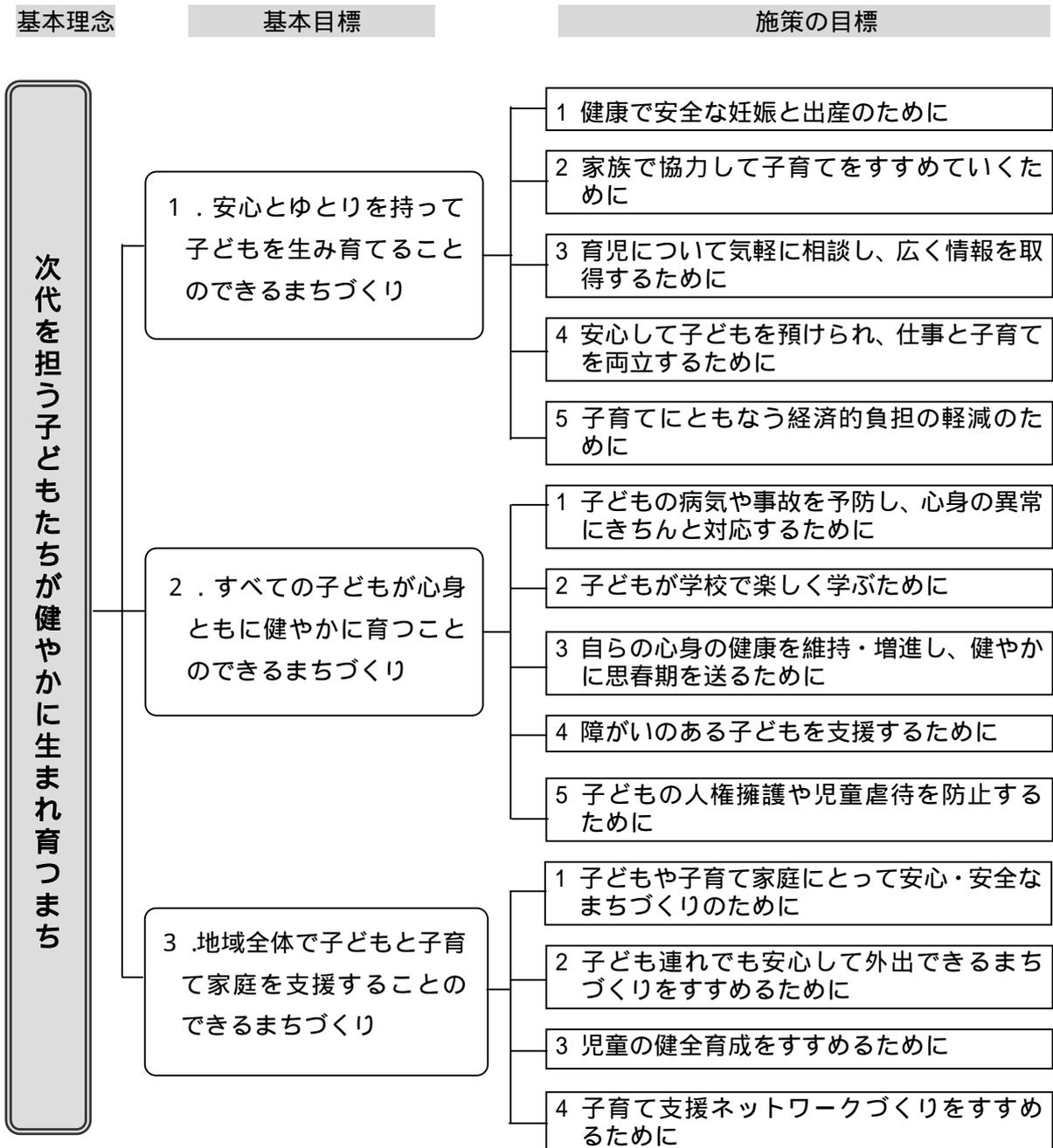
## 6 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、市と市民がめざすまちの姿を、親の視点、子どもの視点、地域の視点という3つの視点から設定し、計画の基本目標とします。

- 1．安心とゆとりを持って子どもを生み育てることのできるまちづくり
- 2．すべての子どもが心身ともに健やかに育つことのできるまちづくり
- 3．地域全体で子どもと子育て家庭を支援することのできるまちづくり

## 7 計画の体系

基本理念と基本目標のもとに、次のとおり計画を体系づけ、それぞれ施策を展開するものとします。



## 8 計画の推進

### (1) 計画の推進について

市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践していけるよう、広報紙や市ホームページ上で本計画の内容を公表し、市民への周知徹底を図ります。

また、子育てにかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、子育て支援課が中心となり、これら庁内関係部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

計画の実施にあたっては、保育所、幼稚園、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、民生委員・児童委員、愛育会等との連携はもちろん、自治会など、地域組織とも連携を図りながら、協働の子育て支援に努めます。

さらに、子育ての支援施策については、子ども手当をはじめとして国や県の制度にかかわる分野も多いことから、これら国、県の関係機関との連携を図っていきます。

### (2) 進捗管理について

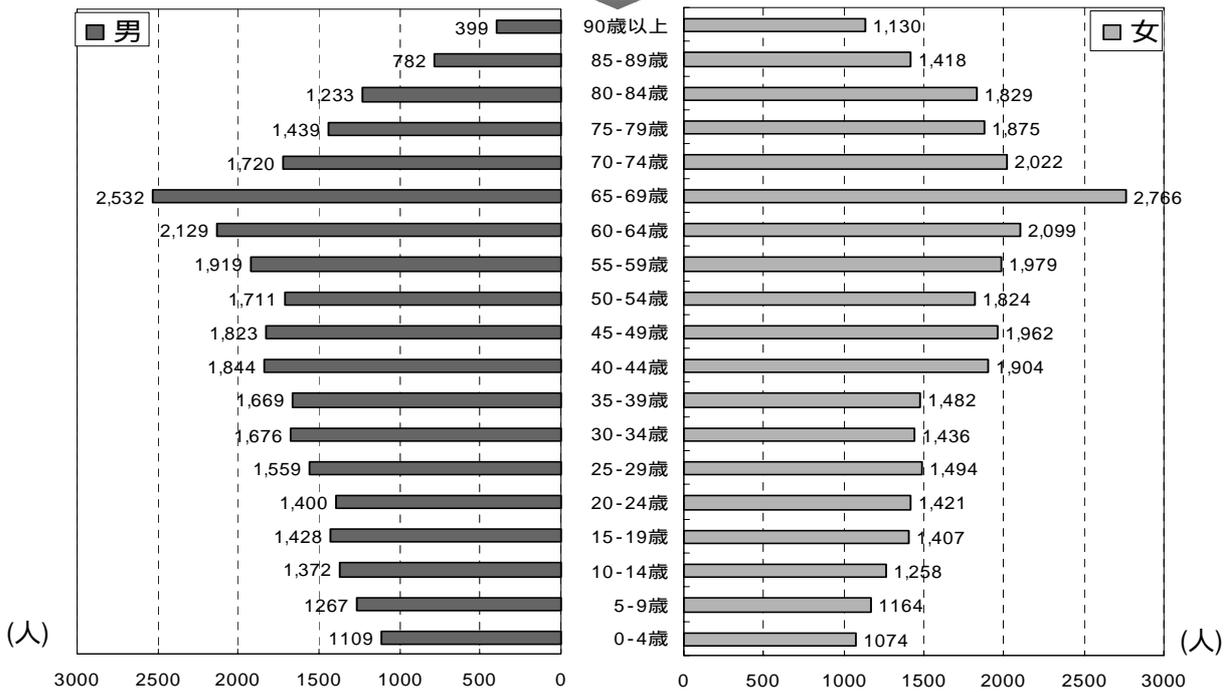
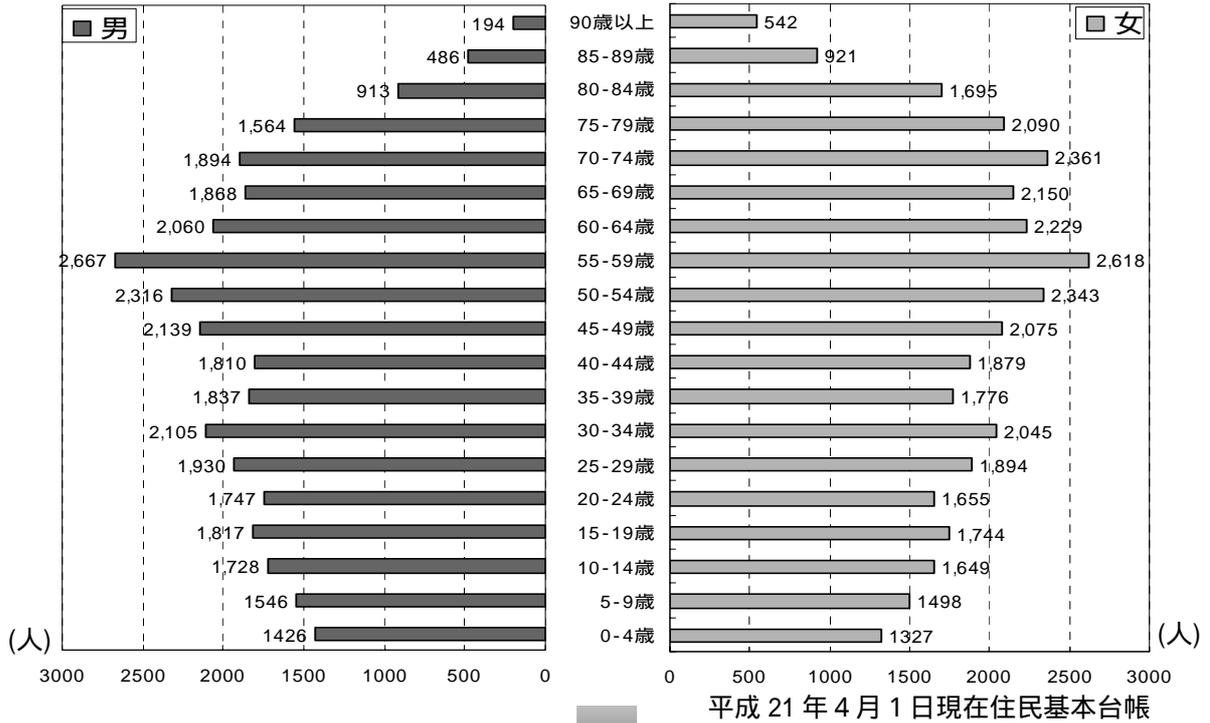
子育て支援課を中心に、毎年度実施状況の点検を行い、計画の実現に向けて、進捗状況の把握、点検及び評価を行います。また、多様な保育ニーズの変化や社会・経済の動向等に対応し、必要に応じて各種施策や評価指標の見直しを行っていきます。

## 第2章 子どもと家庭を取り巻く現況

### 1 人口等の状況

#### (1) 人口の構成

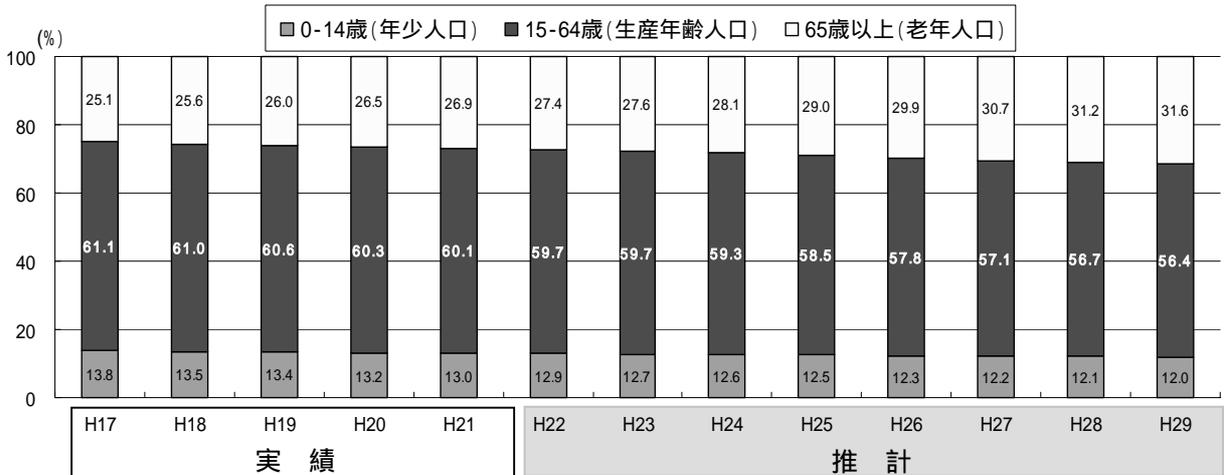
人口ピラミッドをみると、平成21年に比べて平成29年の推計では、全体に縮小している上に、重心が高くなっており、人口の減少と少子高齢化を示しています。



平成29年（住民基本台帳からコーホート変化率法により推計）

(2) 年齢3区分別人口の推移・推計

年少人口(0~14歳)は減少し、老年人口(65歳以上)は増加しています。



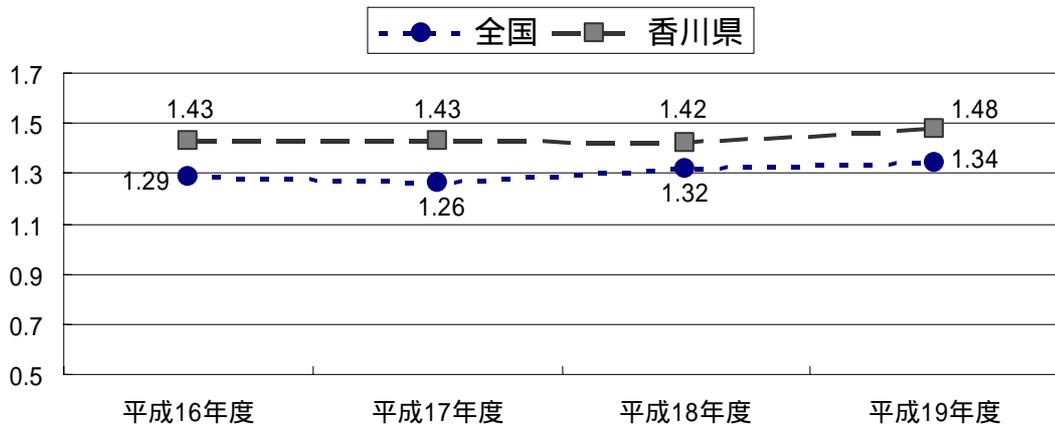
年齢3区分別人口の推移・推計

単位:人

区分	実績					推計							
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
0-14歳	9,174	8,892	8,762	8,586	8,424	8,287	8,122	7,972	7,841	7,666	7,519	7,395	7,244
15-64歳	40,686	40,210	39,692	39,211	38,816	38,397	38,214	37,628	36,792	35,978	35,280	34,669	34,166
65歳以上	16,678	16,869	17,035	17,236	17,391	17,615	17,669	17,824	18,238	18,640	18,990	19,051	19,145
総計	66,538	65,971	65,489	65,037	64,631	64,299	64,005	63,424	62,871	62,284	61,789	61,115	60,555

住民基本台帳からコーホート変化率法により推計

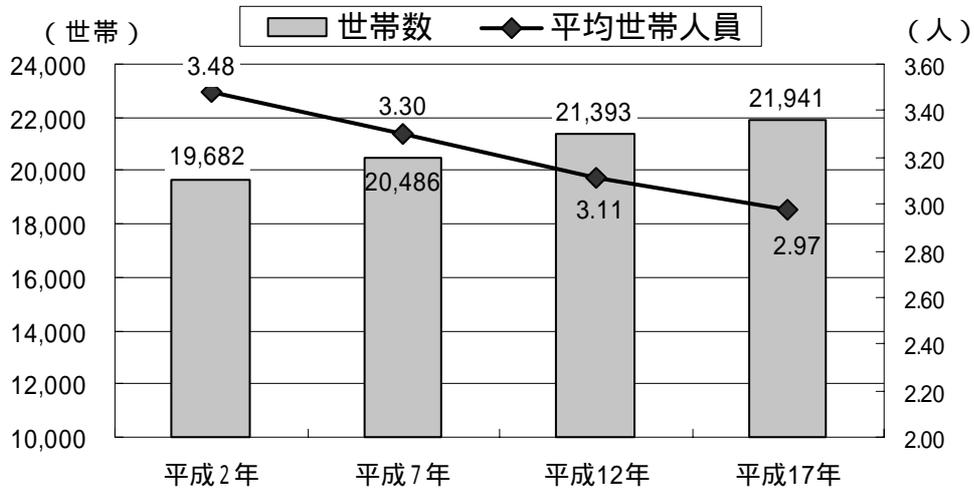
(3) 合計特殊出生率の推移



資料: 香川県、厚生労働省

(4) 世帯の状況

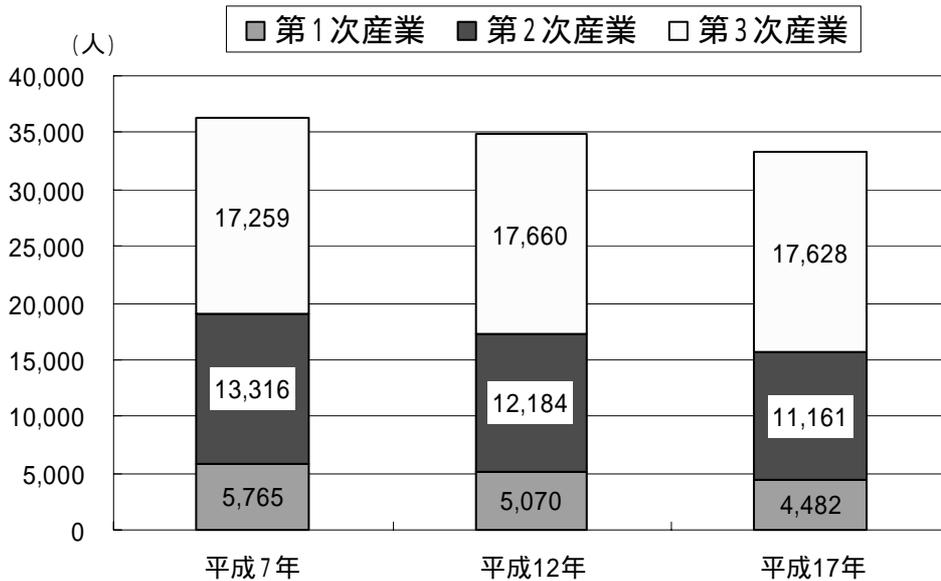
1世帯当たりの人数が減っており、核家族化が進行しています。



資料：国勢調査

(5) 産業構造の推移

産業構造に大きな変化はなく、第3次産業の従事者が半数以上を占めています。



産業別就業者数

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年
総数	36,375	34,977	33,503
第1次産業	5,765	5,070	4,482
第2次産業	13,316	12,184	11,161
第3次産業	17,259	17,660	17,628
分類不能	35	63	232

資料：国勢調査

## 2 計画対象人口の推計

本計画の対象となる 18 歳未満の子どもについては、今後も減少していくものと推計されます。

児童年齢		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	0～5 歳合計
実績	平成 17 年	500 人	568 人	555 人	570 人	560 人	563 人	3,316 人
	平成 18 年	436 人	523 人	560 人	550 人	570 人	554 人	3,193 人
	平成 19 年	508 人	454 人	529 人	559 人	549 人	570 人	3,169 人
	平成 20 年	490 人	507 人	461 人	535 人	565 人	547 人	3,105 人
	平成 21 年	480 人	509 人	512 人	464 人	526 人	567 人	3,058 人
推計	平成 22 年	466 人	501 人	514 人	514 人	456 人	528 人	2,979 人
	平成 23 年	453 人	486 人	506 人	518 人	505 人	457 人	2,925 人
	平成 24 年	445 人	472 人	491 人	507 人	509 人	506 人	2,930 人
	平成 25 年	436 人	464 人	477 人	493 人	497 人	510 人	2,877 人
	平成 26 年	426 人	455 人	469 人	479 人	483 人	498 人	2,810 人
	平成 27 年	418 人	444 人	460 人	471 人	469 人	484 人	2,746 人
	平成 28 年	414 人	436 人	449 人	462 人	461 人	470 人	2,692 人
	平成 29 年	407 人	432 人	441 人	451 人	452 人	462 人	2,645 人
児童年齢		6 歳児 (小 1)	7 歳児 (小 2)	8 歳児 (小 3)	9 歳児 (小 4)	10 歳児 (小 5)	11 歳児 (小 6)	6～11 歳合計
実績	平成 17 年	619 人	590 人	626 人	646 人	631 人	662 人	3,774 人
	平成 18 年	578 人	620 人	586 人	627 人	647 人	631 人	3,689 人
	平成 19 年	553 人	579 人	625 人	588 人	620 人	644 人	3,609 人
	平成 20 年	575 人	555 人	581 人	623 人	587 人	620 人	3,541 人
	平成 21 年	548 人	575 人	554 人	586 人	621 人	592 人	3,476 人
推計	平成 22 年	568 人	548 人	574 人	559 人	584 人	626 人	3,459 人
	平成 23 年	529 人	568 人	547 人	579 人	557 人	589 人	3,369 人
	平成 24 年	458 人	529 人	567 人	552 人	577 人	562 人	3,245 人
	平成 25 年	507 人	458 人	528 人	572 人	550 人	582 人	3,197 人
	平成 26 年	511 人	507 人	457 人	533 人	570 人	555 人	3,133 人
	平成 27 年	499 人	511 人	506 人	462 人	531 人	575 人	3,084 人
	平成 28 年	485 人	499 人	510 人	511 人	460 人	536 人	3,001 人
	平成 29 年	471 人	485 人	498 人	515 人	509 人	465 人	2,943 人
児童年齢		12 歳 (中 1)	13 歳 (中 2)	14 歳 (中 3)	15 歳 (高 1)	16 歳 (高 2)	17 歳 (高 3)	12～17 歳合計
実績	平成 17 年	695 人	657 人	732 人	692 人	672 人	733 人	4,181 人
	平成 18 年	662 人	692 人	656 人	726 人	692 人	671 人	4,099 人
	平成 19 年	628 人	662 人	694 人	648 人	717 人	692 人	4,041 人
	平成 20 年	644 人	631 人	665 人	694 人	643 人	719 人	3,996 人
	平成 21 年	617 人	645 人	628 人	661 人	693 人	643 人	3,887 人
推計	平成 22 年	589 人	618 人	642 人	625 人	660 人	693 人	3,827 人
	平成 23 年	623 人	590 人	615 人	638 人	624 人	660 人	3,750 人
	平成 24 年	586 人	624 人	587 人	611 人	637 人	624 人	3,669 人
	平成 25 年	559 人	587 人	621 人	583 人	610 人	637 人	3,597 人
	平成 26 年	579 人	560 人	584 人	616 人	582 人	610 人	3,531 人
	平成 27 年	552 人	580 人	557 人	579 人	615 人	582 人	3,465 人
	平成 28 年	572 人	553 人	577 人	552 人	578 人	615 人	3,447 人
	平成 29 年	533 人	573 人	550 人	572 人	551 人	578 人	3,357 人

住民基本台帳からコーホート変化率法により推計

### 3 育児サービス等の状況

#### (1) 認可保育所の利用状況

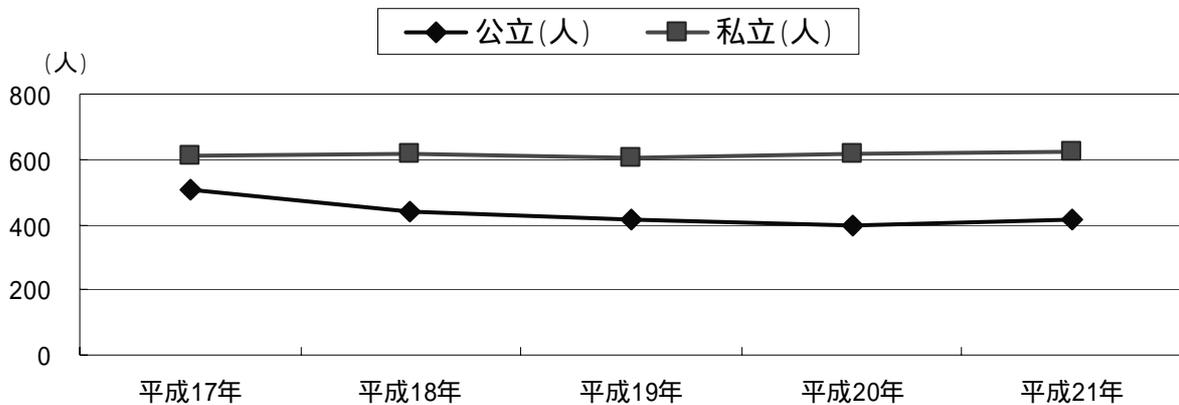
観音寺市には、公立6か所、私立5か所の認可保育所がありますが、公立保育所の利用者が少なくなっています。

公立・私立別保育所入所者数の推移

単位：人

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
公立	504	440	418	398	418
私立	613	614	602	614	622
総数	1,117	1,054	1,020	1,012	1,040

資料：観音寺市子育て支援課（4月1日現在）



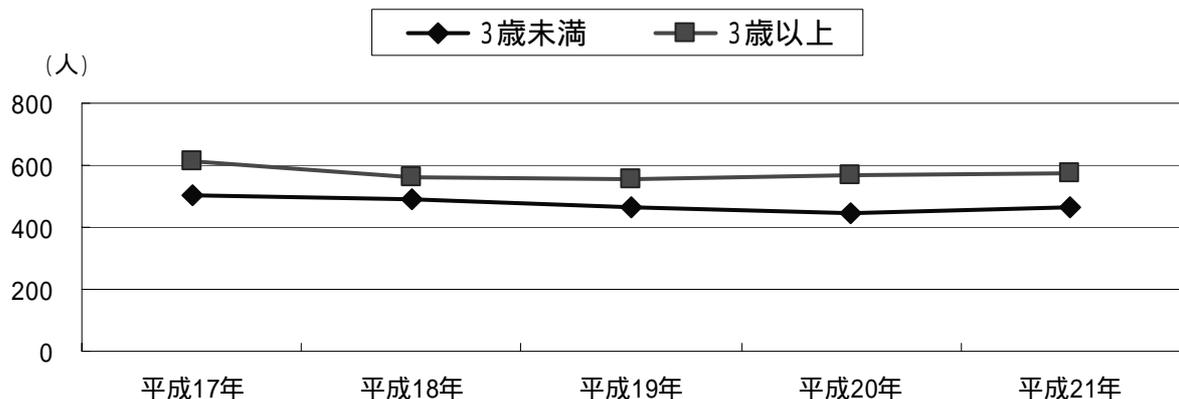
年齢区分別の保育所入所者をみると、3歳以上児の方が減少傾向にあります。

年齢区分別保育所入所者数の推移

単位：人

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
3歳未満	501	490	465	444	465
3歳以上	616	564	555	568	575
総数	1,117	1,054	1,020	1,012	1,040

資料：観音寺市子育て支援課（4月1日現在）



(2) 幼稚園就園状況

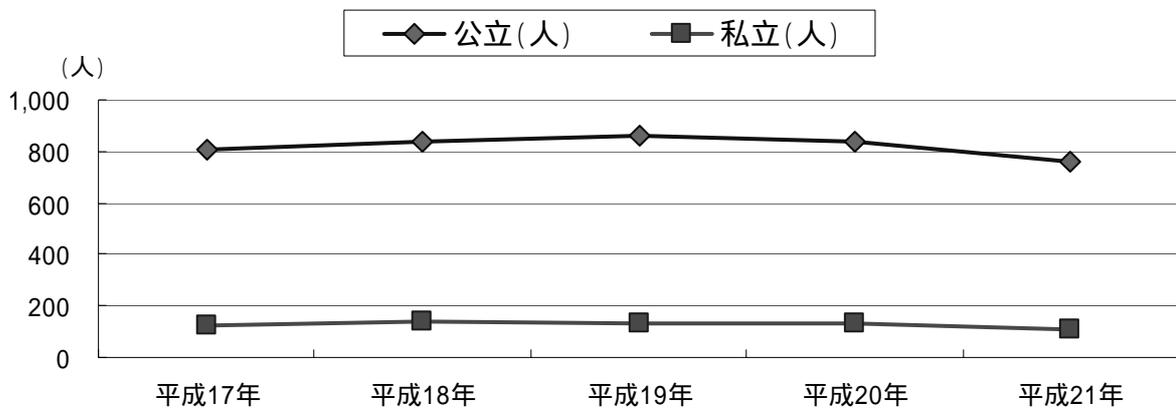
幼稚園は、公立が8園、私立が1園ありますが、公立幼稚園では、今後、就園者数が減少するものと思われます。

公立・私立別幼稚園就園者数の推移

単位：人

区分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
公立	806	835	860	835	761
私立	123	141	129	131	108
総数	929	976	989	966	869

資料：観音寺市学校教育課(5月1日現在)



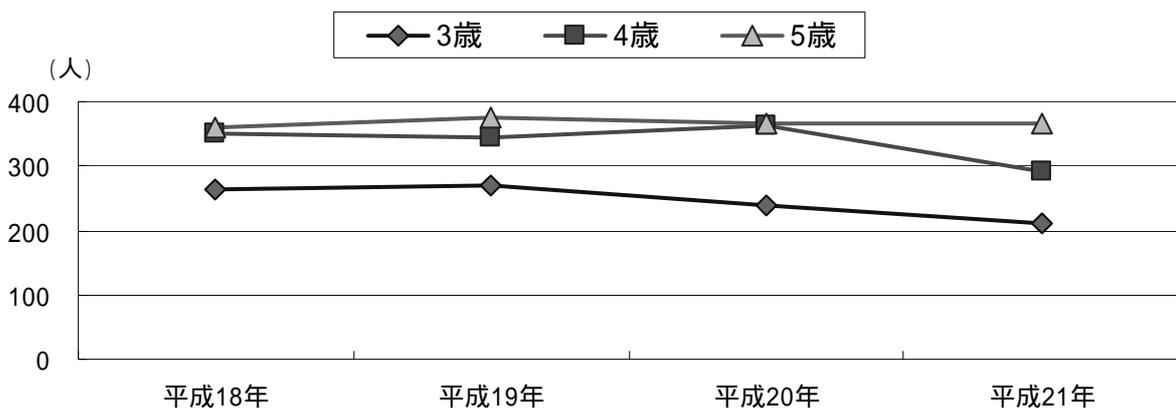
幼稚園の就園者数は減少傾向にあります。特に3歳児及び4歳児においてその傾向がみられます。

年齢区分別幼稚園就園者数の推移

単位：人

区分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
3歳	—	264	270	238	211
4歳	—	351	344	362	292
5歳	—	361	375	366	366
総数	929	976	989	966	869

資料：観音寺市学校教育課(5月1日現在)



幼稚園の預かり保育については、大野原幼稚園と豊浜幼稚園の2か所で実施しています。

幼稚園の預かり保育の実施状況

単位：人・か所

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
実施園数	2	2	2	2
園児数	122	122	121	130

資料：観音寺市学校教育課(5月1日現在)

### (3) 小学校・中学校の状況

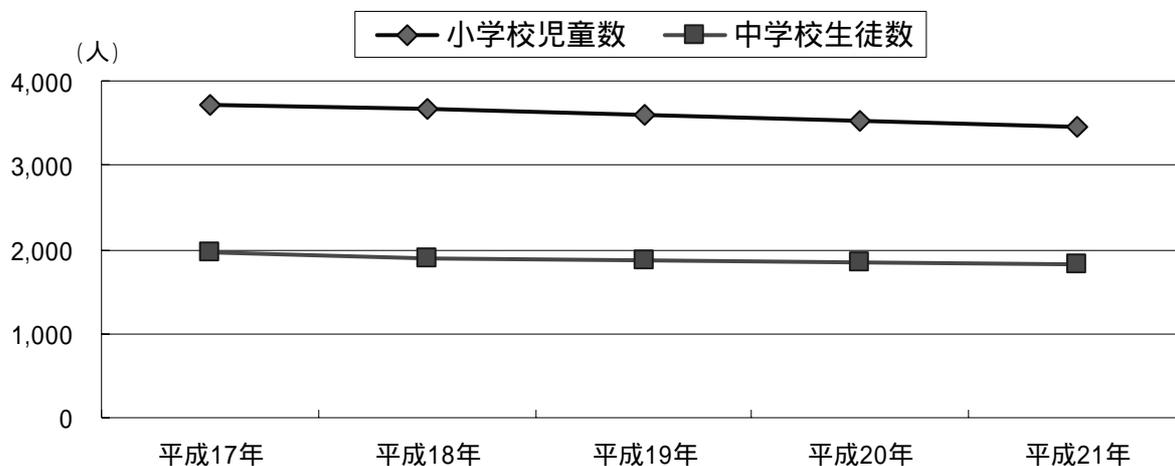
観音寺市には、小学校が13校と中学校が6校ありますが、児童数、生徒数とも減少しており、今後もこの傾向は続くと思われます。

児童数・生徒数の推移

単位：人

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学校児童数	3,714	3,667	3,592	3,528	3,458
中学校生徒数	1,959	1,898	1,875	1,849	1,821

資料：観音寺市学校教育課(5月1日現在)



不登校の児童・生徒については、増減の傾向はみられません。

不登校児童・生徒の推移

単位：人

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
小学校該当者数	9	15	17	15
中学校該当者数	46	39	46	40

資料：観音寺市学校教育課(5月1日現在)

## (4) 障がい児の状況

特別児童扶養手当は、障がいのある20歳未満の児童について支給されますが、受給者数について、増減の傾向はみられません。

特別児童扶養手当受給者の状況

単位：人

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
受給者数	84	82	80	75	82

資料：観音寺市子育て支援課(4月1日現在)

各保育所に、障がいのある児童が在籍しており、支援の保育士を配置して対応しています。

障がい児保育の状況

単位：人

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
児童数	20	18	17	19	20

資料：観音寺市子育て支援課(4月1日現在)

特別支援教育については、特別支援学級数、児童・生徒数ともに増加しており、特に、自閉・情緒障がい児は年々増加傾向にあります。

小学校における特別支援学級の状況

単位：組・人

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
学級数	22	21	23	24	26
児童数	39	36	35	41	49

資料：観音寺市学校教育課(5月1日現在)

中学校における特別支援学級の状況

単位：組・人

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
学級数	2	4	5	6	6
生徒数	5	7	7	9	9

資料：観音寺市学校教育課(5月1日現在)

(5) 母子家庭の状況

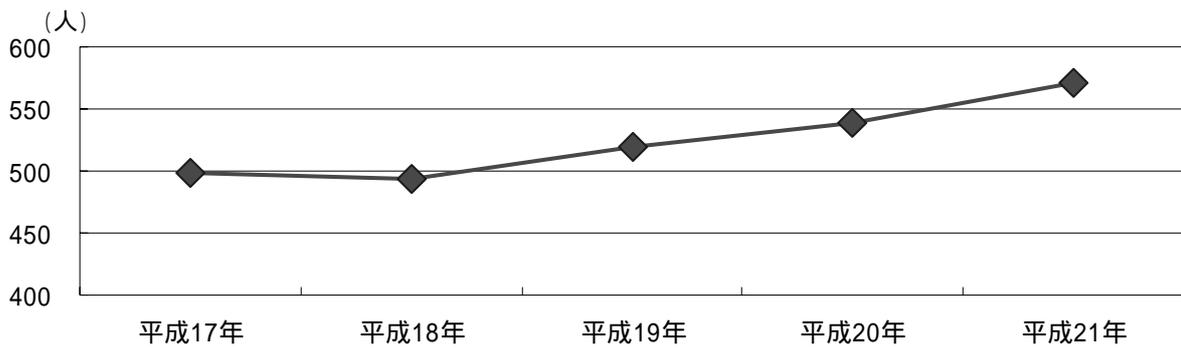
観音寺市の児童扶養手当受給者数は、近年増加しており、母子家庭が増加していることを示しています。

児童扶養手当受給者の状況

単位：人

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
受給者数	498	493	520	538	571

資料：観音寺市子育て支援課(4月1日現在)



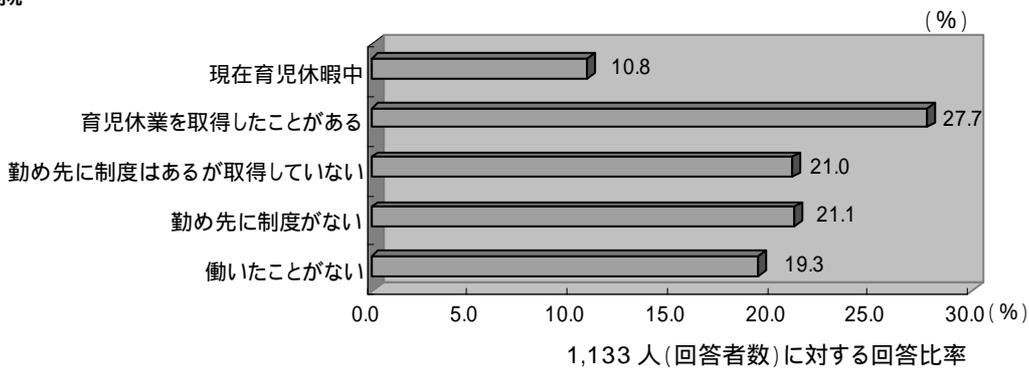
## 4 アンケート調査結果からみた子育て状況

### (1) 育児休業の取得【就学前児童】

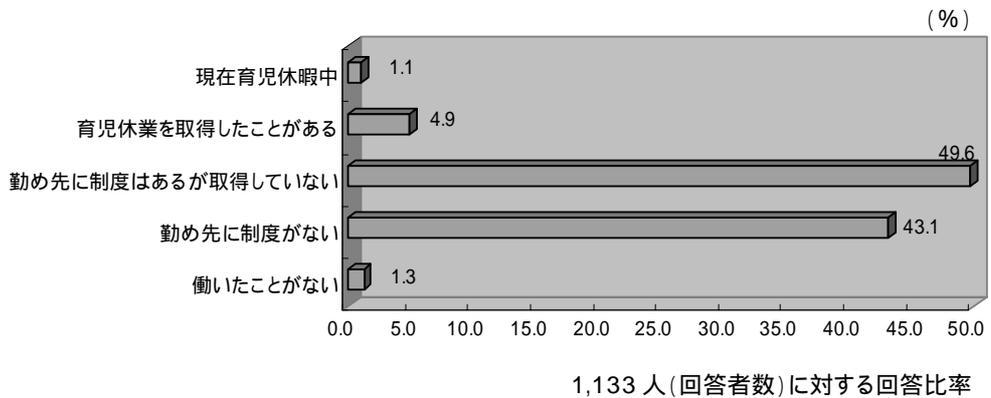
母親の育児休業取得率（現在育児休暇中、育児休業を取得したことがある）は38.5%となっています。また、父親は6.0%となっています。

育児休業制度がない職場は、母親の職場で21.1%、父親の職場で43.1%となっています。

母親

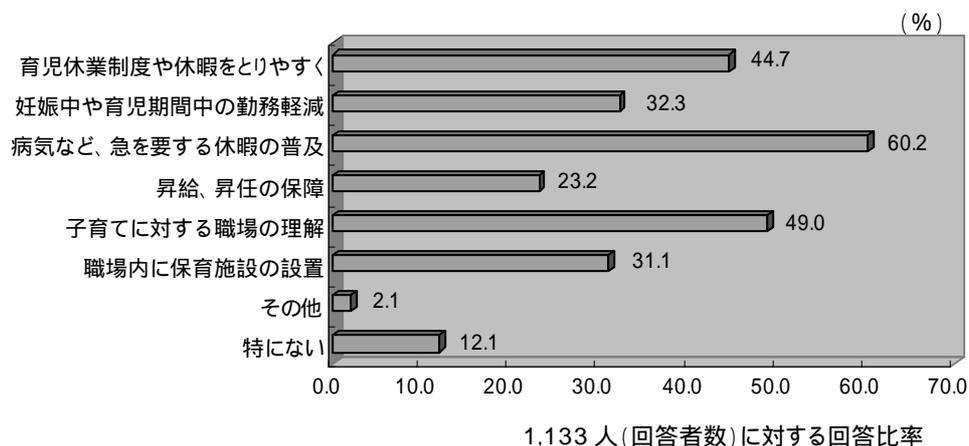


父親



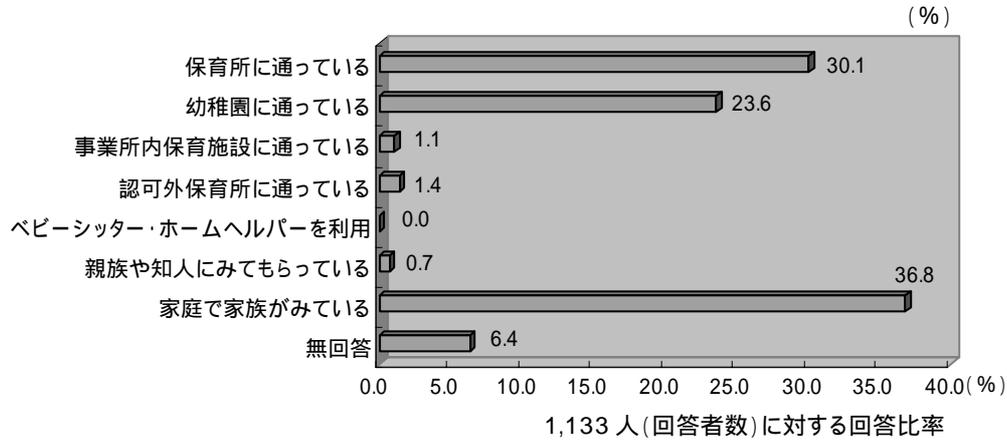
### (2) 職場に望む子育て支援の希望（複数回答）【就学前児童】

職場に望む子育て支援の希望は、「病気など、急を要する休暇の普及」(60.2%)が第一となっており、次いで「子育てに対する職場の理解」(49.0%)となっています。



(3) 主な保育【就学前児童】

主な保育場所については、「家庭で家族がみている」(36.8%)が第一となっており、次いで「保育所に通っている」(30.1%)、「幼稚園に通っている」(23.6%)となっています。また、ベビーシッター・ホームヘルパー利用者はみられません。

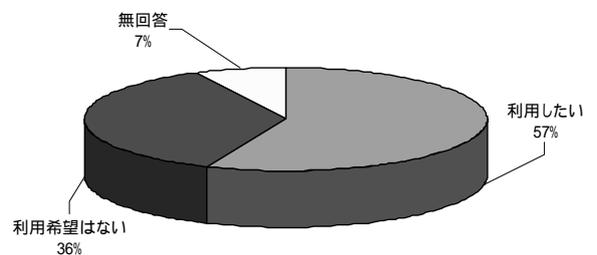


(4) 平日の保育サービス【就学前児童】

保育サービスの利用希望

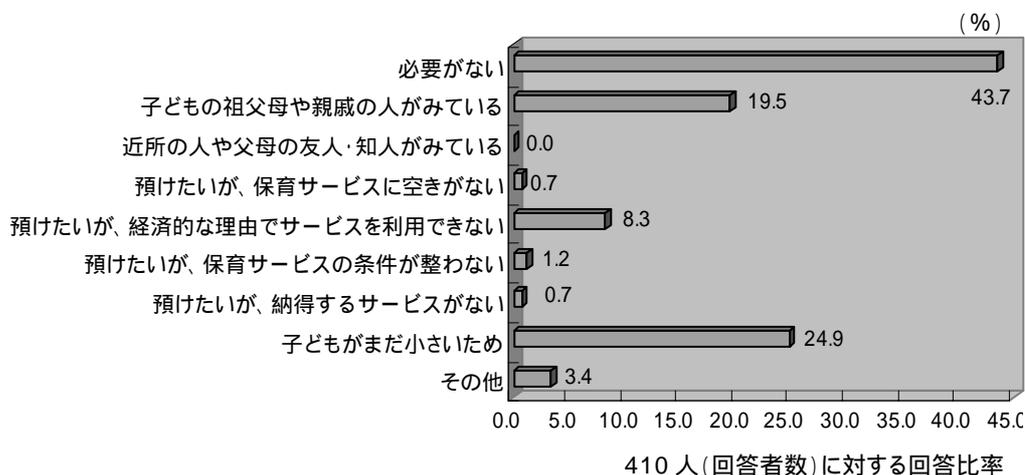
平日の保育サービスを利用したい方は56.5%となっています。

選択肢	回答数(票)	構成比(%)
利用したい	640	56.5
利用希望はない	410	36.2
無回答	83	7.3
計	1133	100.0



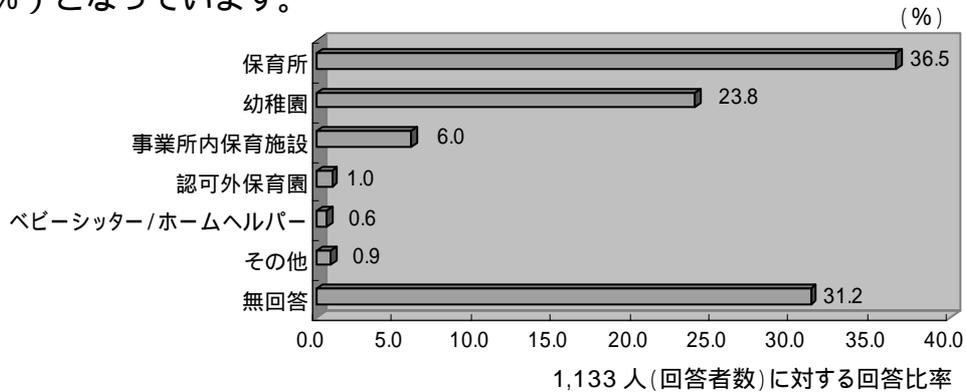
利用希望がない理由

利用希望がない方の理由は、「必要がない」(43.7%)が第一となっています。



希望する保育サービス

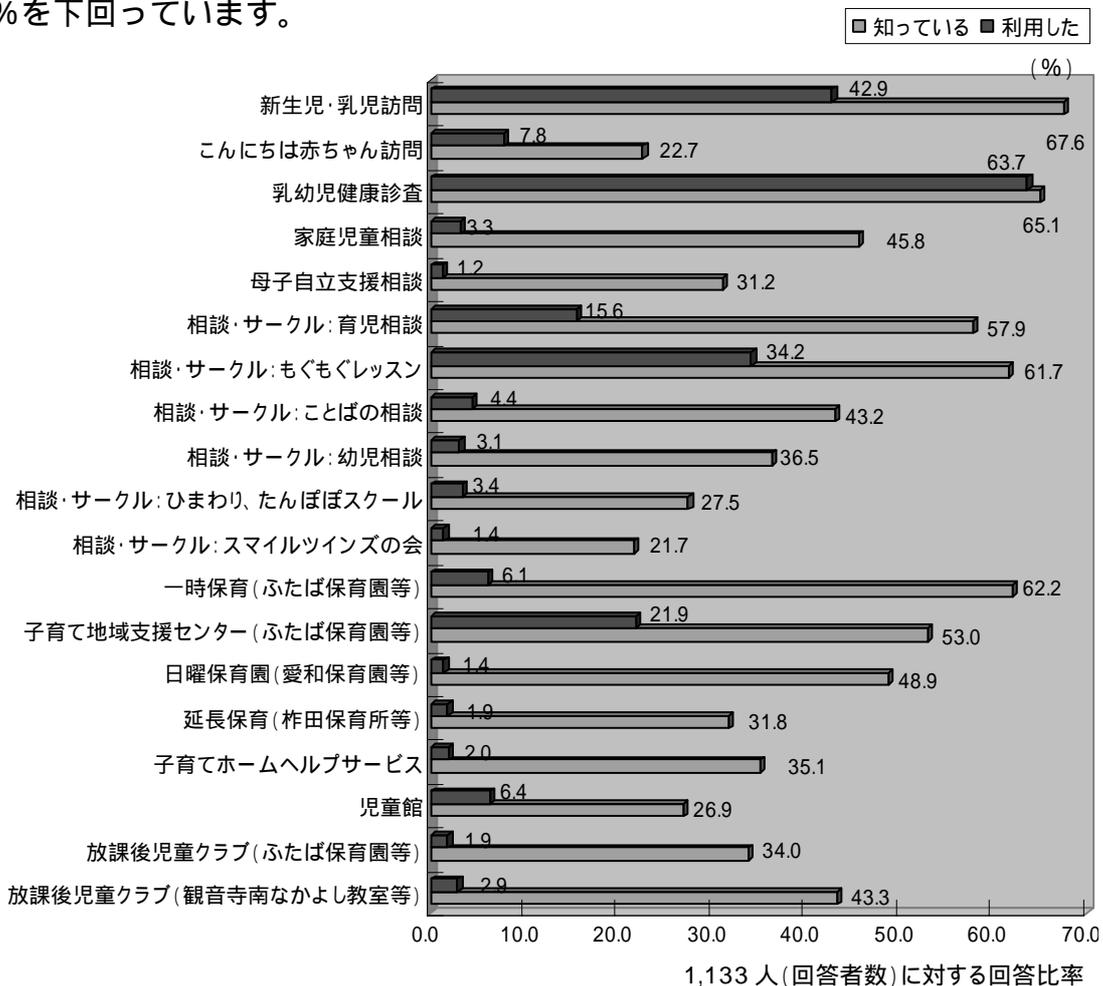
希望する保育サービスは、「保育所」(36.5%)が第一となっており、次いで「幼稚園」(23.8%)となっています。



(5) 子育て支援サービスの認知度・利用状況【就学前児童】

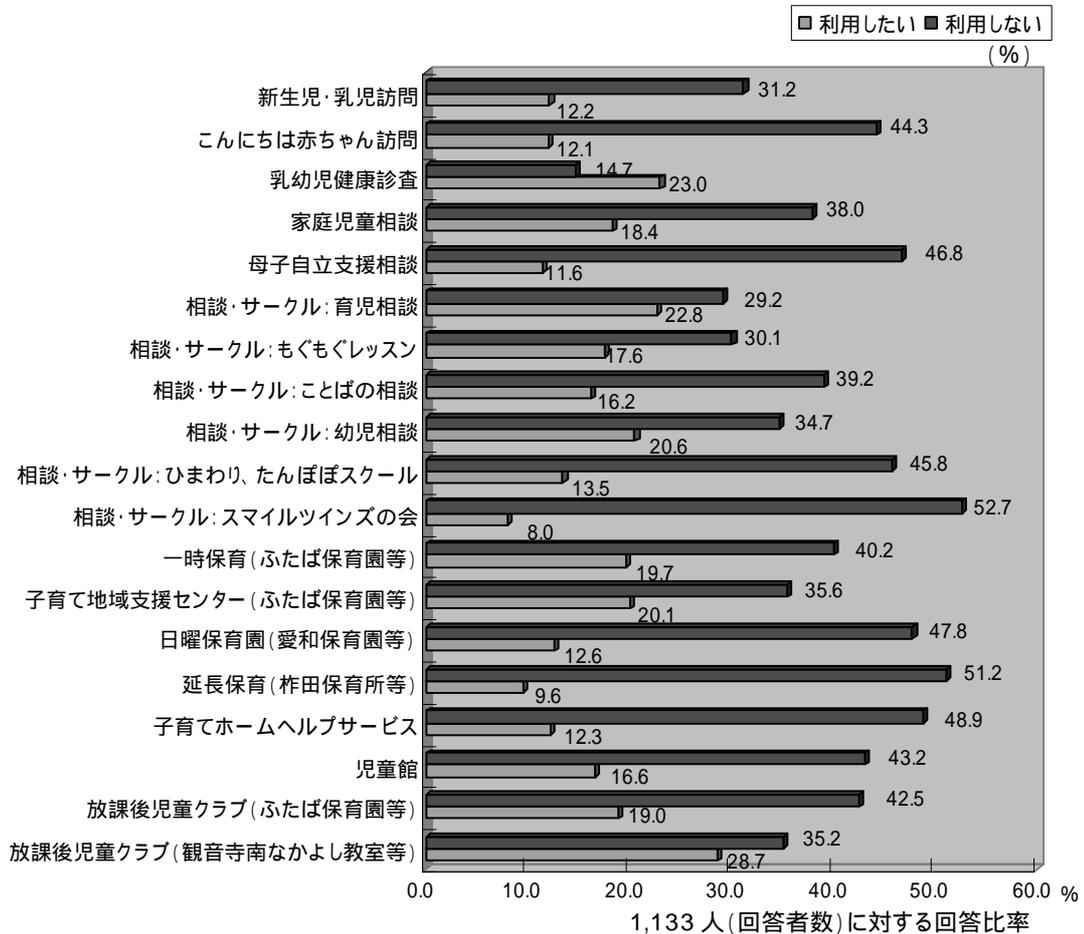
子育て支援サービスの認知度は、「新生児・乳児訪問」(67.6%)が第一となっており、次いで「乳幼児健康診査」(65.1%)、「一時保育(ふたば保育園等)」(62.2%)、「相談・サークル:もぐもぐレッスン」(61.7%)となっています。

また、利用状況は、「乳幼児健康診査」(63.7%)のみが50%を超え、その他はすべて50%を下回っています。



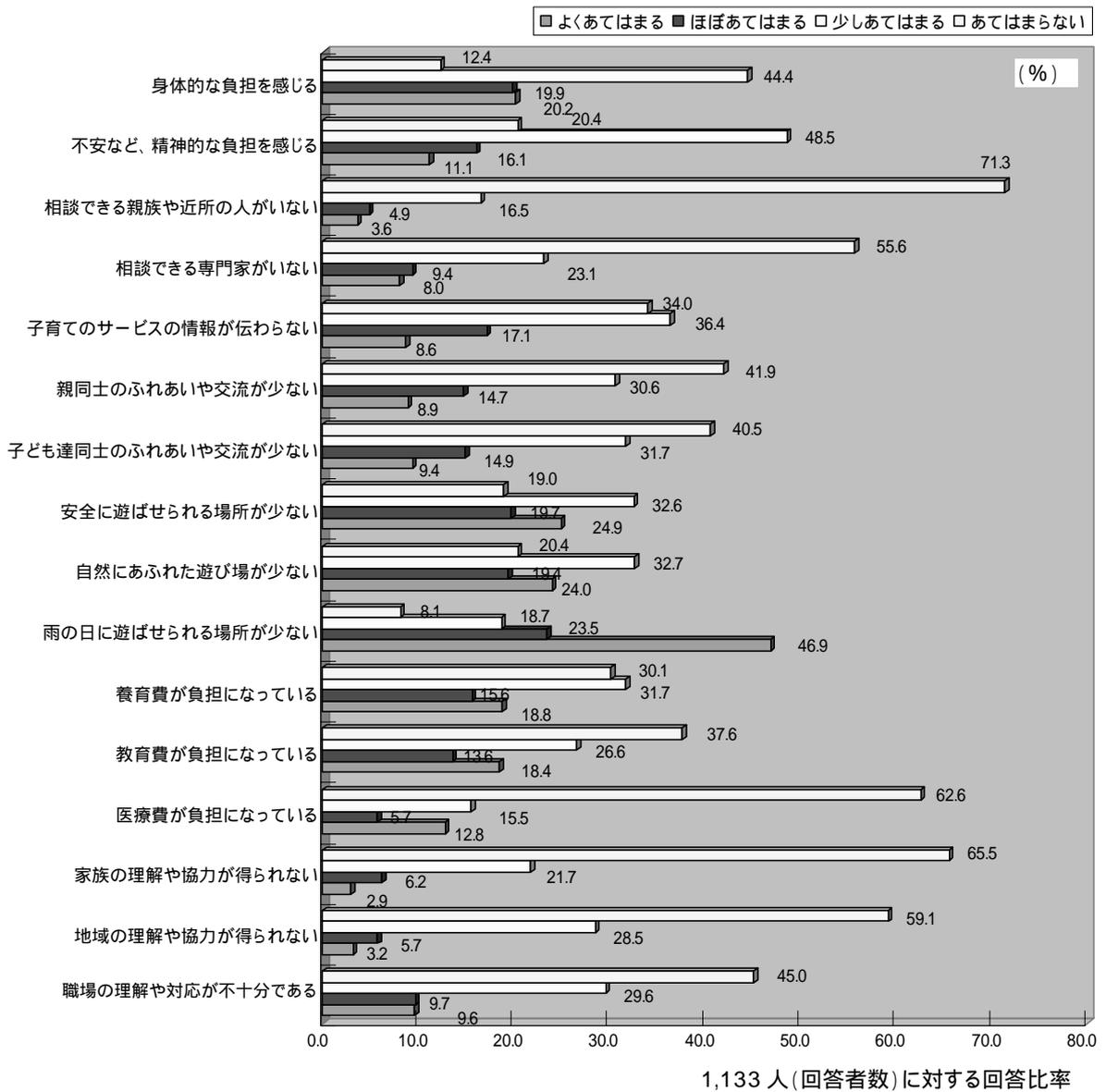
(6) 子育て支援サービスの利用希望【就学前児童】

子育て支援サービスの利用希望は、「放課後児童クラブ（観音寺南なかよし教室等）」（28.7%）、「乳幼児健康診査」（23.0%）、「相談・サークル：育児相談」（22.8%）が上位を占めています。



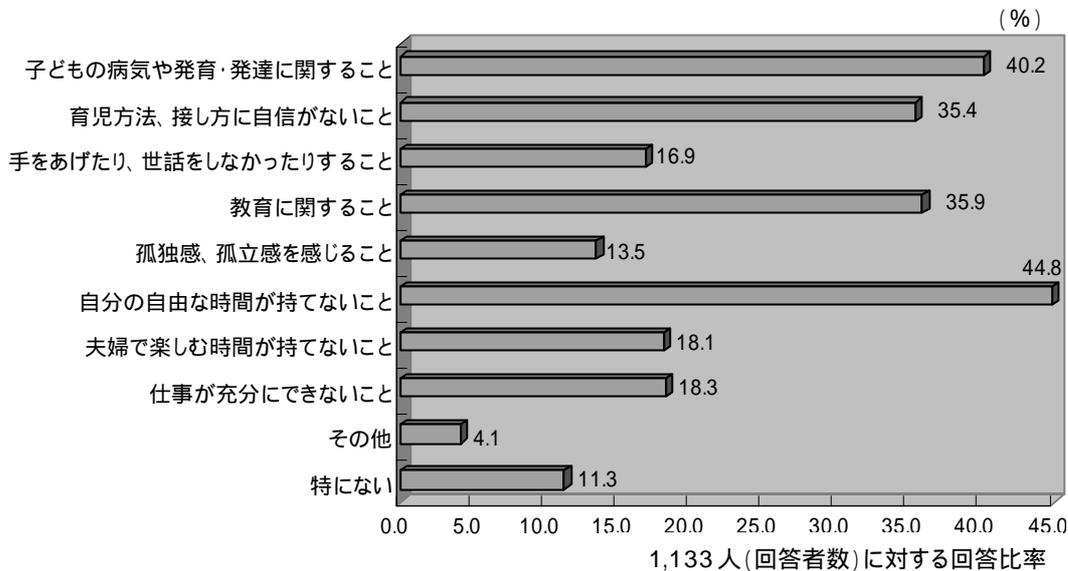
(7) 子育てに関する負担や不満等【就学前児童】

子育てに関して不満に思う方(「よくあてはまる」、「ほぼあてはまる」、「少しあてはまる」)の不満内容は、「雨の日に遊ばせられる場所が少ない」(89.1%)、「安全に遊ばせられる場所が少ない」(77.2%)、「自然にあふれた遊び場が少ない」(76.1%)などが主となっています。



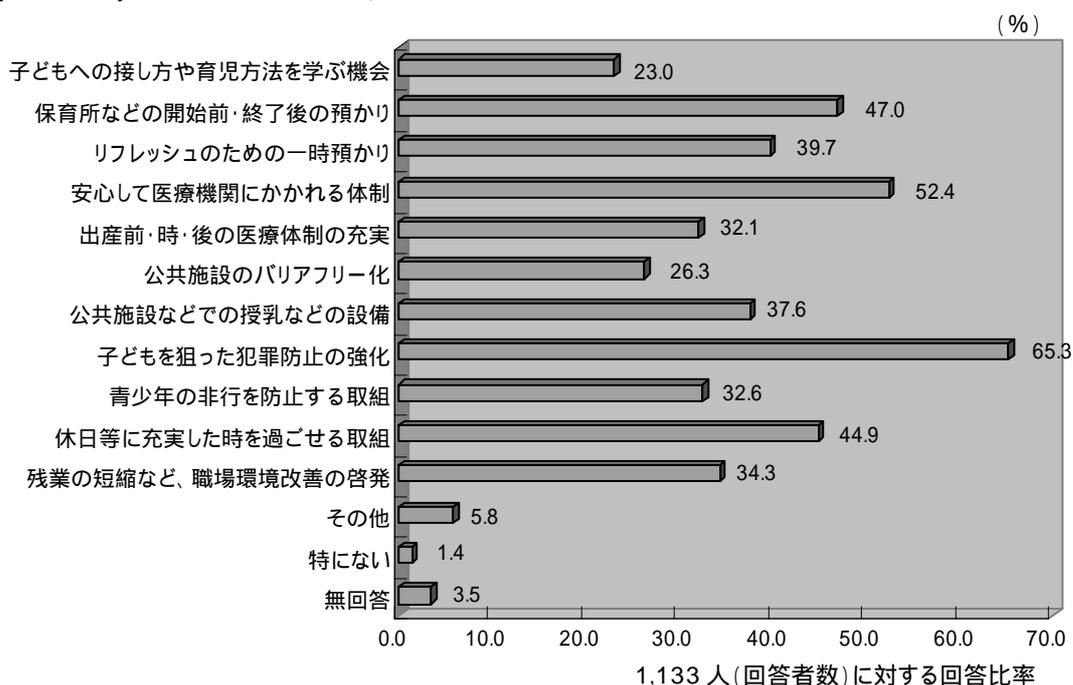
(8) 日頃、悩んでいること、気になっていること(複数回答)【就学前児童】

子育ての中で、日頃、悩んでいること、気になっていることは、「自分の自由な時間が持てないこと」(44.8%)が第一となっており、次いで「子どもの病気や発育・発達に関すること」(40.2%)、「教育に関すること」(35.9%)、「育児方法、接し方に自信がないこと」(35.4%)となっています。



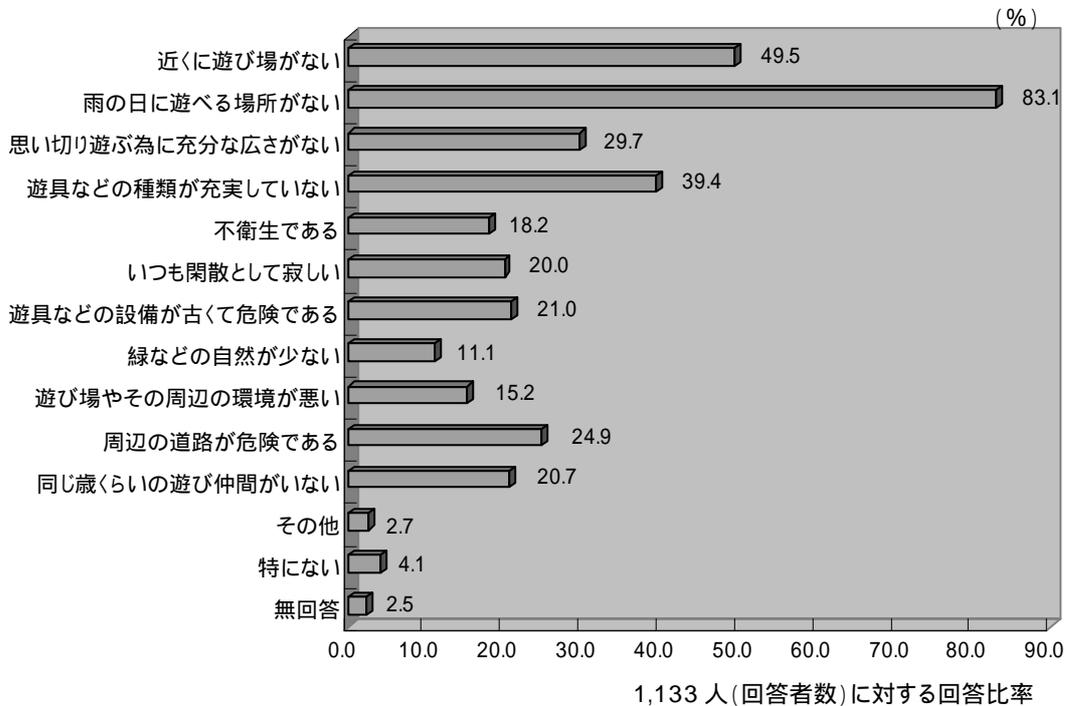
(9) 力を入れてほしい子育て支援サービス(複数回答)【就学前児童】

力を入れてほしい子育て支援サービスは、「子どもを狙った犯罪防止の強化」(65.3%)が第一となっており、次いで「安心して医療機関にかかれる体制」(52.4%)、「保育所などの開始前・終了後の預かり」(47.0%)、「休日等に充実した時を過ごせる取組」(44.9%)となっています。



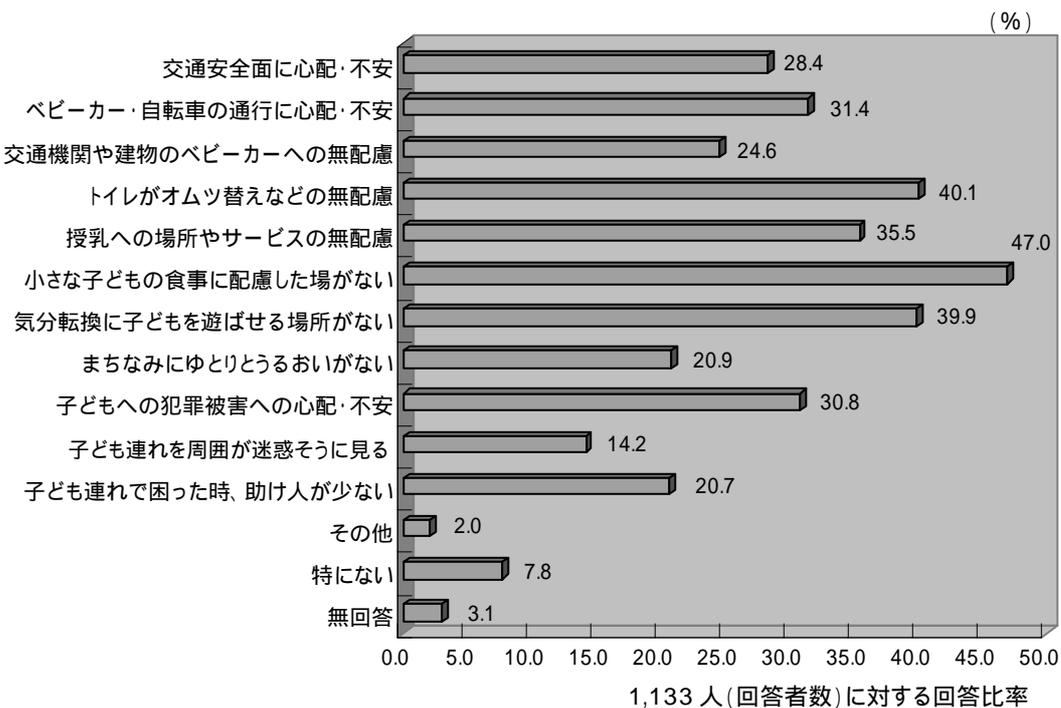
(10) 近所の遊び場を感じる事(複数回答)【就学前児童】

遊び場への評価は、「雨の日に遊べる場所がない」(83.1%)が第一となっており、次いで「近くに遊び場がない」(49.5%)となっています。



(11) 子ども連れで外出時に困ること(複数回答)【就学前児童】

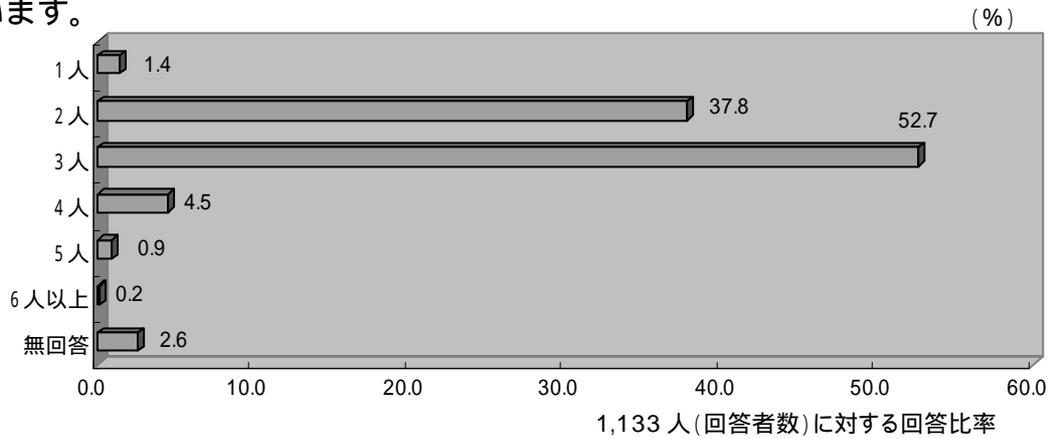
子ども連れで外出時に困ることは、「小さな子どもの食事に配慮した場がない」(47.0%)が第一となっています。



(12) 理想とする子ども数を持つことへの希望【就学前児童】

理想とする子ども数

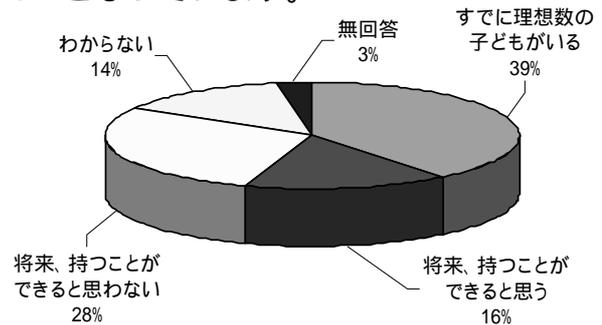
理想とする子ども数は、「3人」(52.7%)が第一となっており、次いで「2人」(37.8%)となっています。



理想とする子ども数と実際の意識

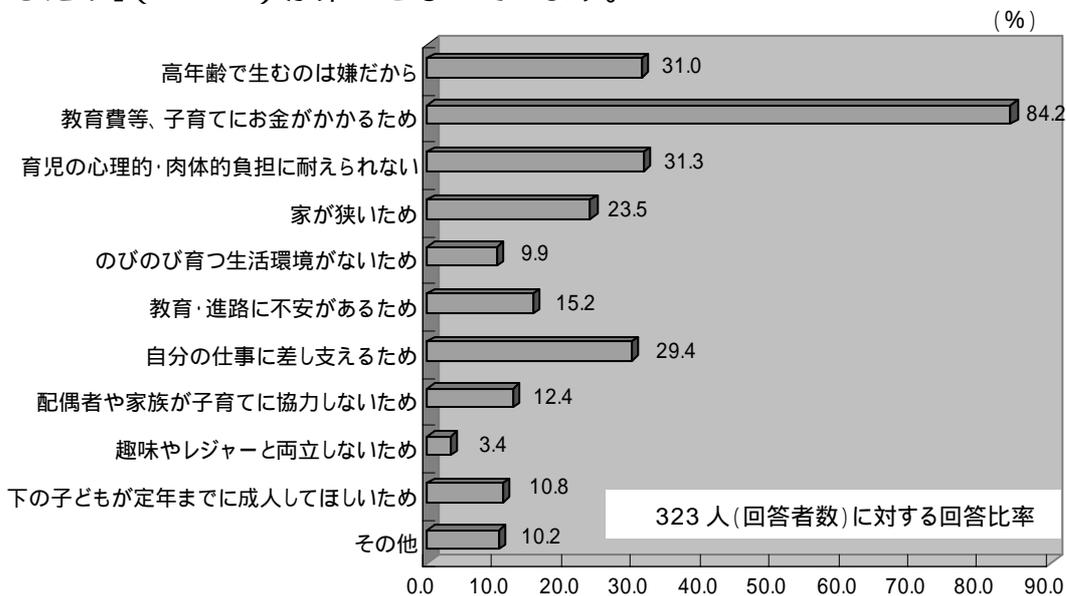
「理想とする子どもを持っている」と思う方は 39.2%となっており、「理想とする子どもを持つことができないと思う」方は 28.5%となっています。

選 択 肢	回答数(票)	構成比 (%)
すでに理想数の子どもがいる	444	39.2
将来、持つことができると思う	181	16.0
将来、持つことができると思わない	323	28.5
わからない	153	13.5
無回答	32	2.8
計	1133	100.0



将来、理想とする子ども数を持つことができないと思う理由(複数回答)【就学前児童】

理想とする子どもを持つことができないと思う理由は、「教育費等、子育てにお金がかかるため」(84.2%)が第一となっています。

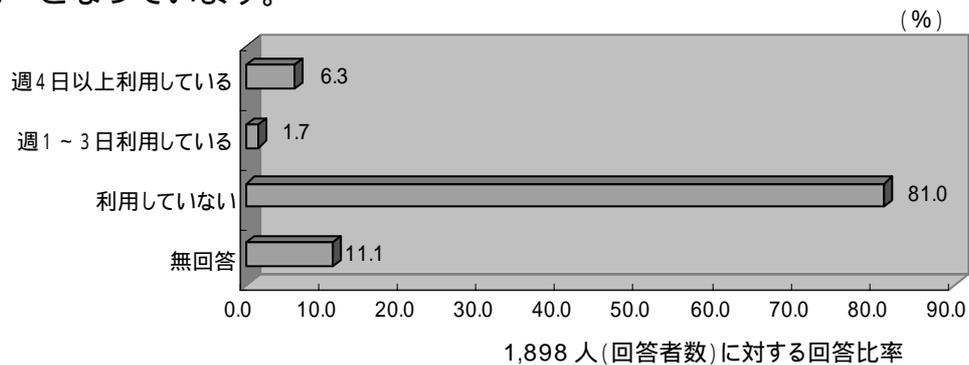


(13) 放課後児童クラブの利用状況【小学校児童】

利用状況

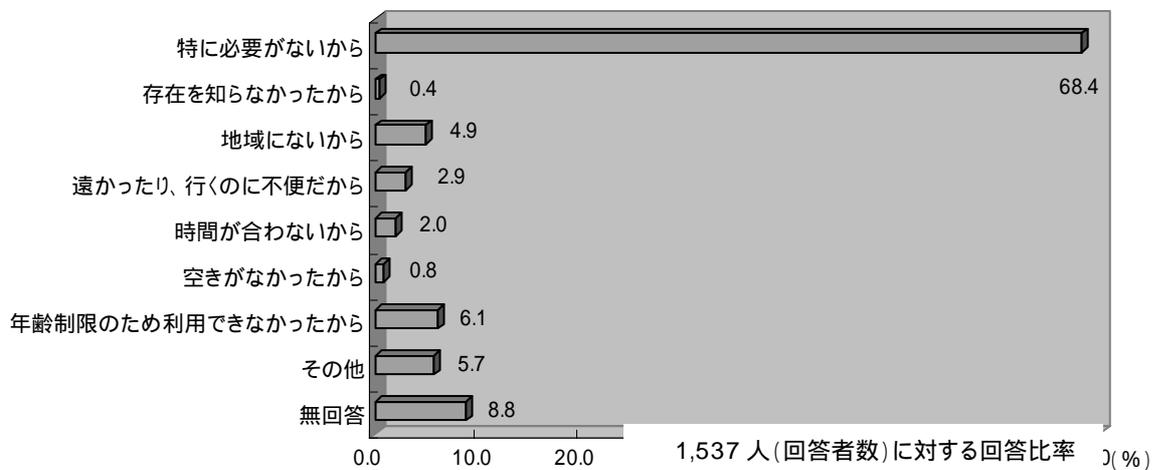
放課後児童クラブを利用していない方は81.0%となっています。

利用している方の利用時間帯は、「週4日以上利用している方」は15時00分～18時00分が第一となっています。また、「週1～3日利用している方」は15時00分～17時00分が第一となっています。



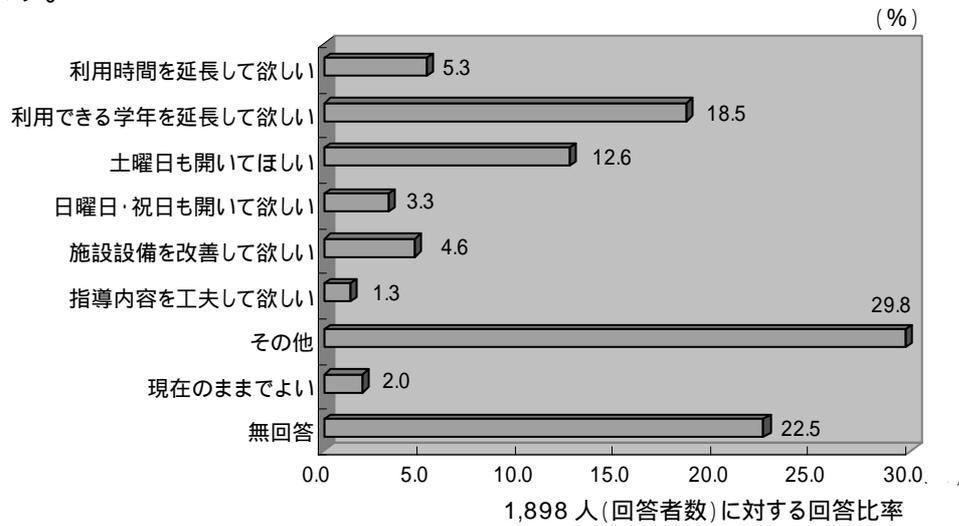
利用していない理由

放課後児童クラブを利用しない理由は、「特に必要がないから」(68.4%)が第一となっています。



利用している方の要望

利用者の要望は「利用できる学年を延長して欲しい」(18.5%)が第一(その他を除く)となっています。

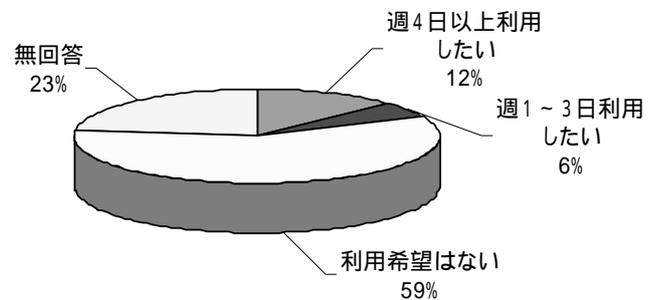


(14) 放課後児童クラブの平日の利用希望【小学校児童】

平日の利用希望

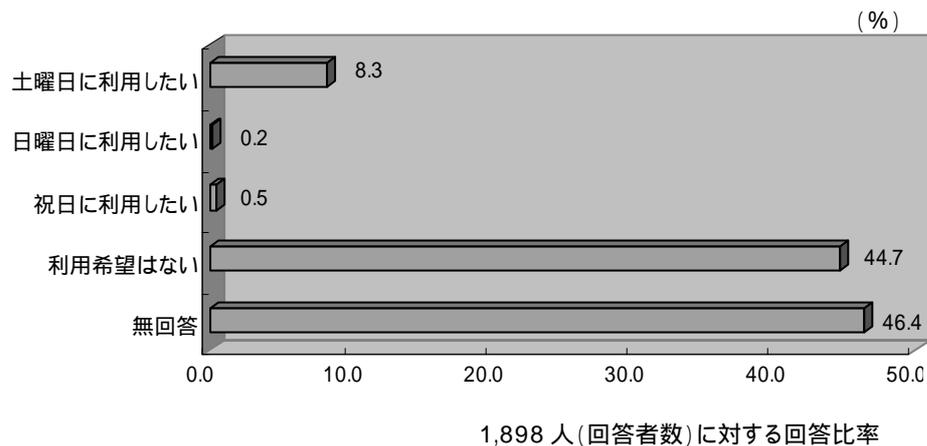
平日の放課後児童クラブの利用希望(週4日以上、週1~3日)は18.4%となっています。

選択肢	回答数(票)	構成比(%)
週4日以上利用したい	236	12.4
週1~3日利用したい	114	6.0
利用希望はない	1115	58.7
無回答	433	22.8
計	1898	100.0



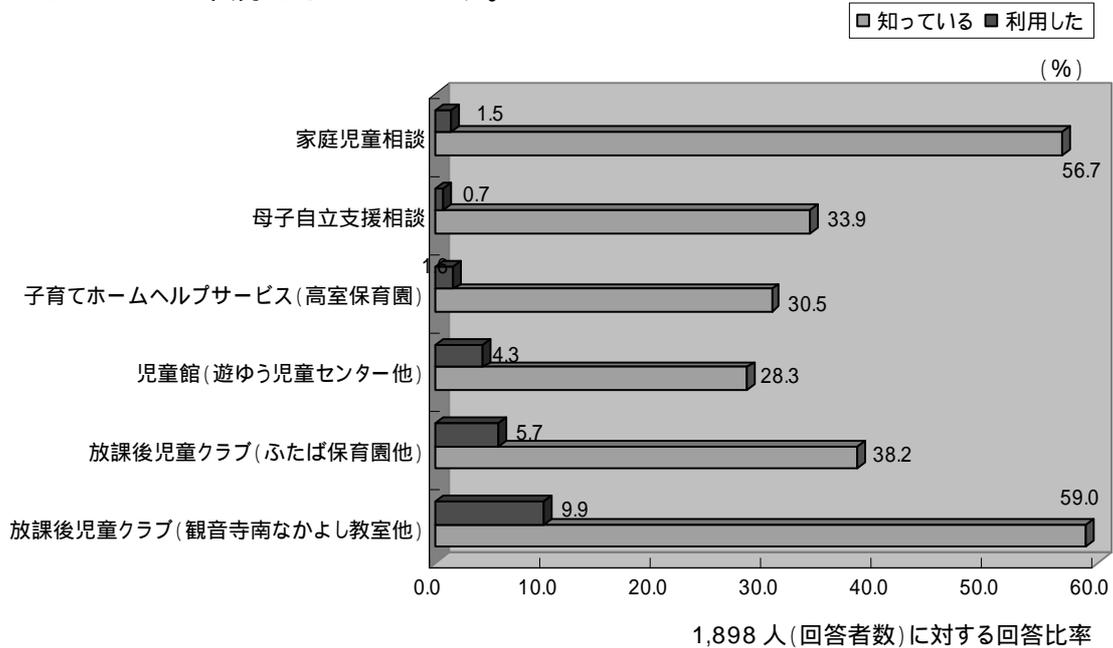
土曜日・日曜日・祝日の利用希望

土曜日・日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望は9.0%となっています。



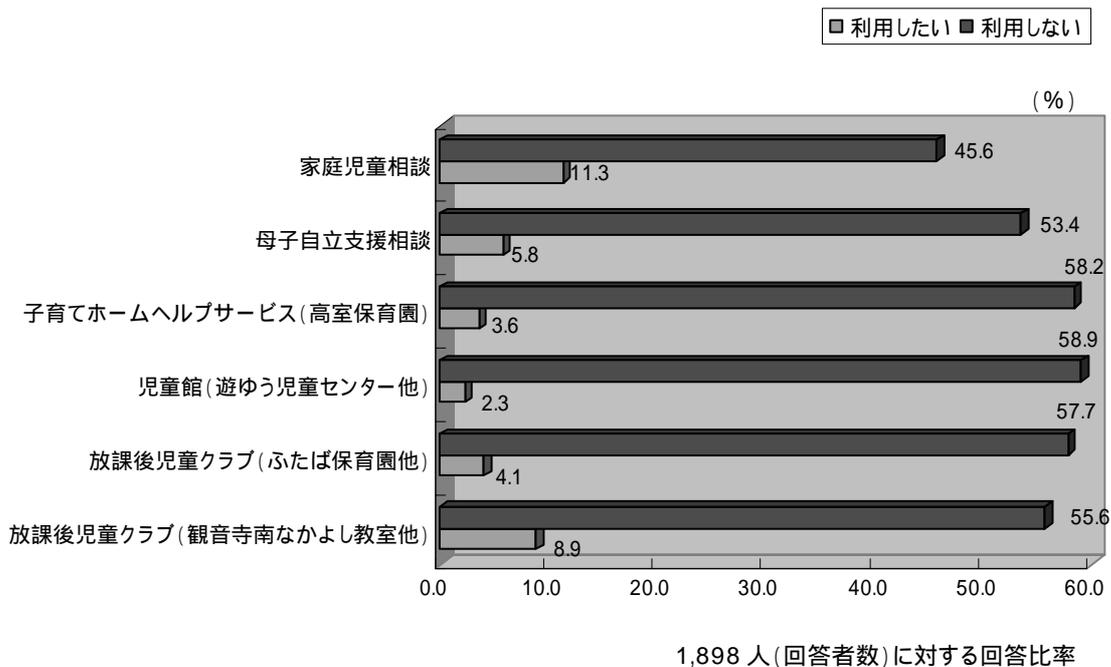
(15) 子育て支援サービスの認知度・利用状況【小学校児童】

子育て支援サービスの認知度は、「放課後児童クラブ（観音寺南なかよし教室他）」（59.0%）、「家庭児童相談」（56.7%）が主となっています。また、利用状況は、どのサービスも10%未満となっています。



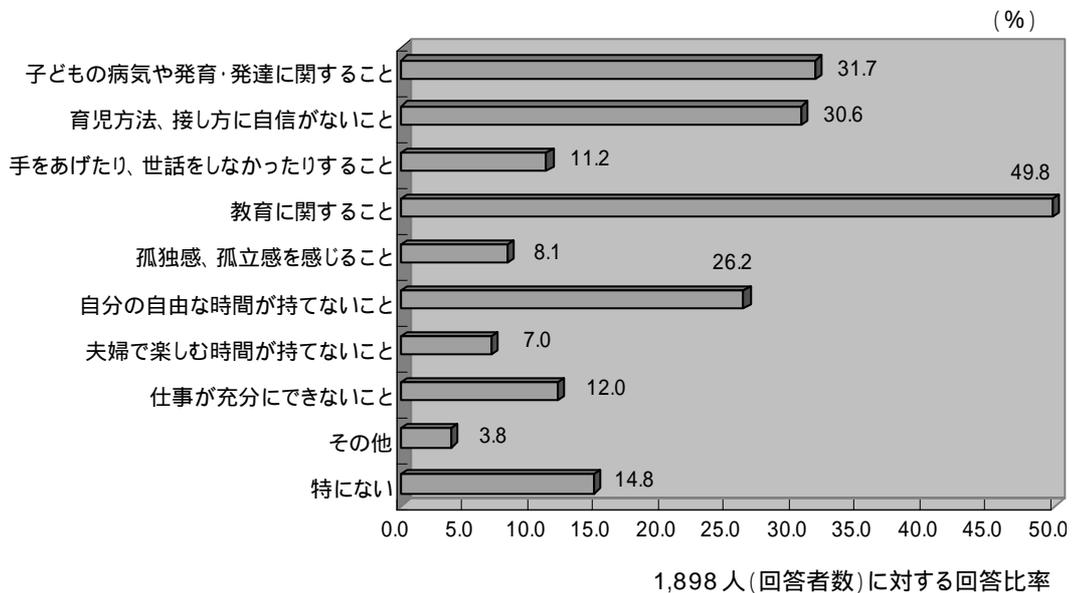
(16) 子育て支援サービスの利用希望【小学校児童】

一方、子育て支援サービスの利用希望は、どのサービスも「利用しない」が「利用したい」を上回っています。



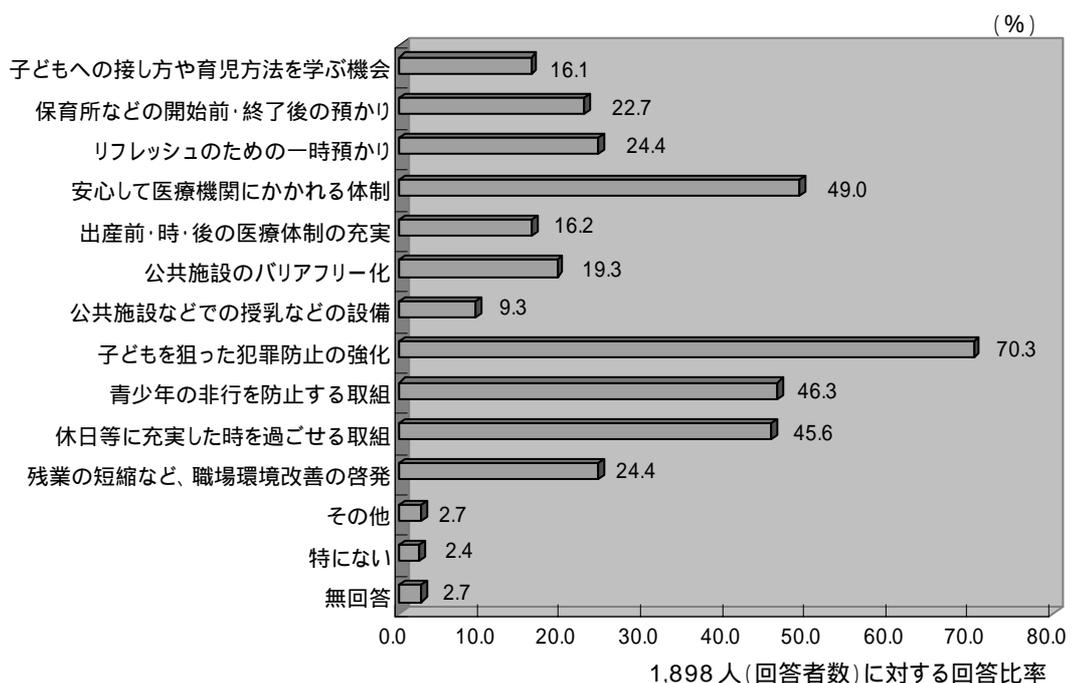
(17) 日頃、悩んでいること、気になっていること(複数回答)【小学校児童】

子育ての中で、日頃、悩んでいること、気になっていることは、「教育に関すること」(49.8%)が第一となっています。次いで「子どもの病気や発育・発達に関すること」(31.7%)、「育児方法、接し方に自信がないこと」(30.6%)となっています。



(18) 力を入れてほしい子育て支援サービス(複数回答)【小学校児童】

特に力を入れてほしい子育て支援サービスは、「子どもを狙った犯罪防止の強化」(70.3%)が第一となっています。次いで「安心して医療機関にかかれる体制」(49.0%)、「青少年の非行を防止する取組」(46.3%)、「休日等に充実した時を過ごせる取組」(45.6%)となっています。

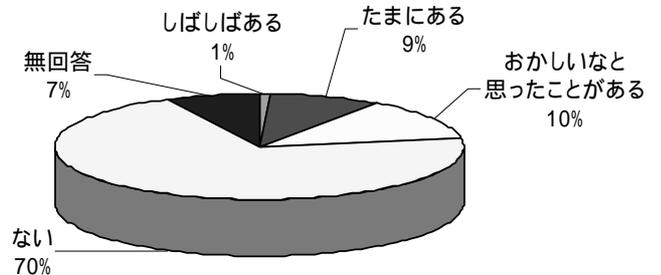


(19) 虐待の見聞【小学校児童】

虐待の見聞の有無

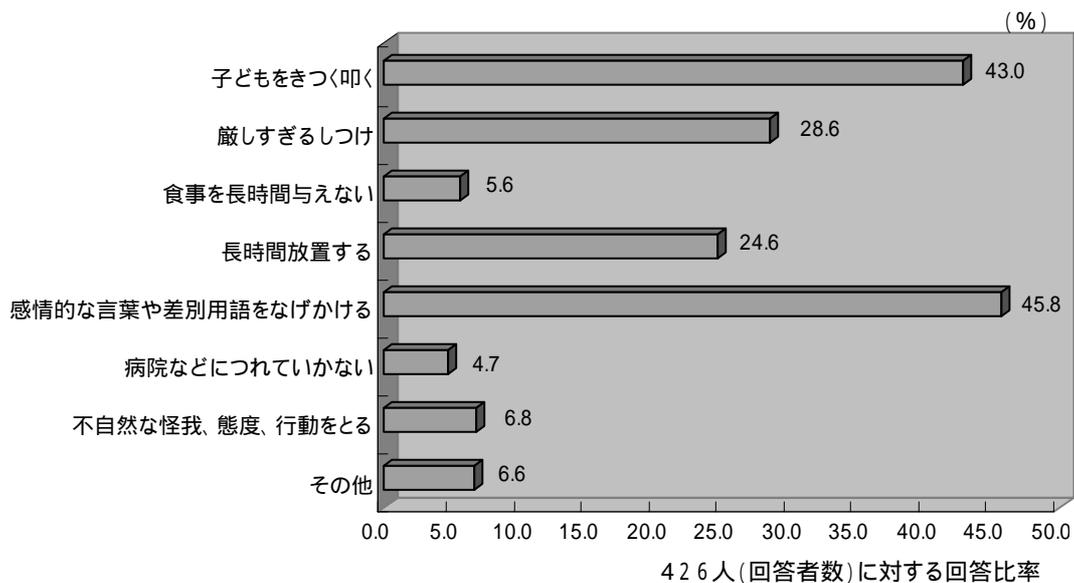
自分の周囲で虐待を見たり聞いたりした方(「しばしばある」、「たまにある」、「おかしいなと思ったことがある」)は22.5%となっています。

選 択 肢	回答数(票)	構成比(%)
しばしばある	17	0.9
たまにある	167	8.8
おかしいなと思ったことがある	242	12.8
ない	1330	70.1
無回答	142	7.5
計	1898	100.0



虐待を見聞したときの内容(複数回答)

見たり聞いたりした内容は、「感情的な言葉や差別用語をなげかける」(45.8%)、「子どもをきつく叩く」(43.0%)が主となっています。

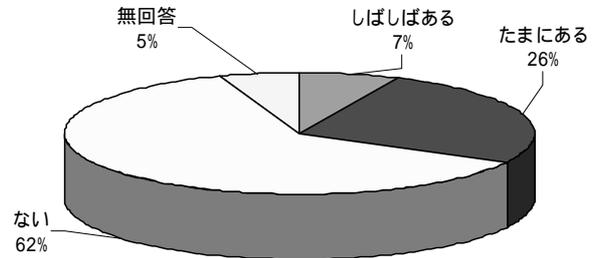


(20) いじめの見聞【小学校児童】

いじめの見聞の有無

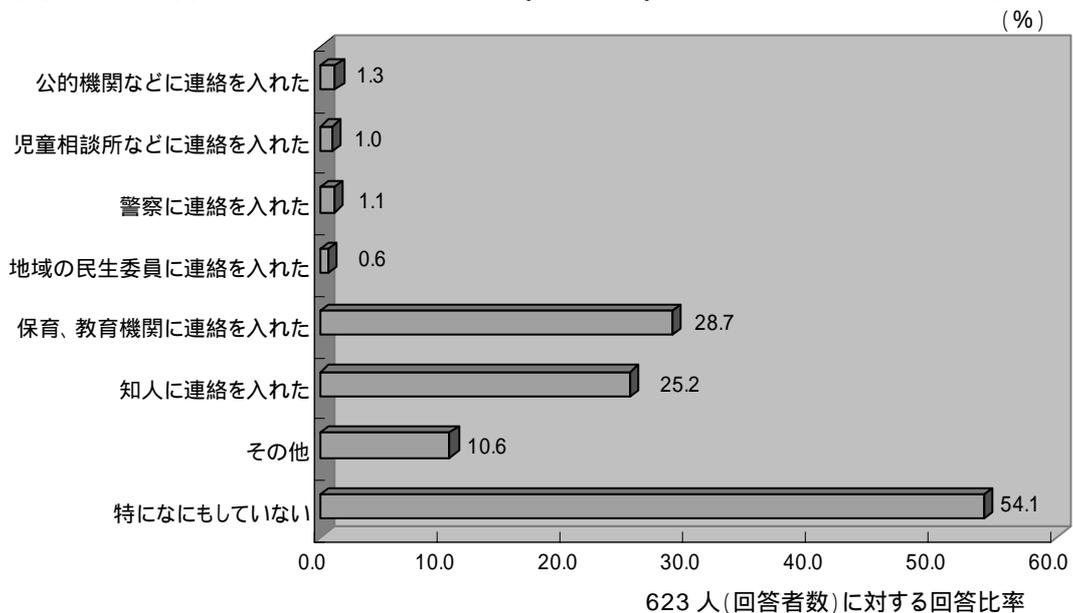
いじめを見聞きした方は32.8%（「しばしばある」、「たまにある」）となっています。

選 択 肢	回答数(票)	構成比(%)
しばしばある	133	7.0
たまにある	490	25.8
ない	1172	61.7
無回答	103	5.4
計	1898	100.0



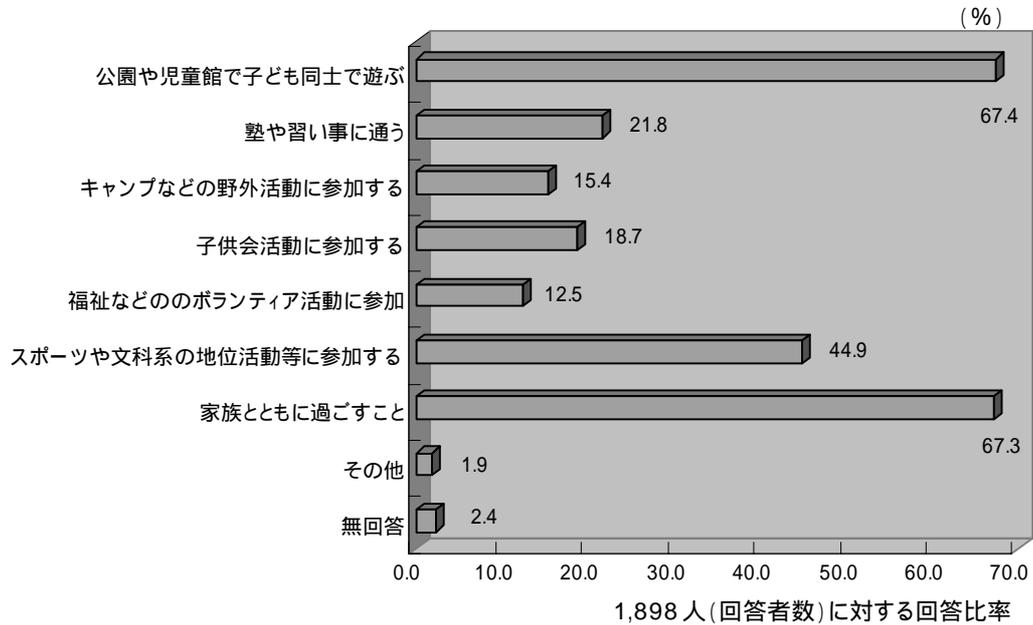
いじめを見聞きしたときの対処方法（複数回答）

対処方法は、「特になにもしていない」（54.1%）が第一となっています。



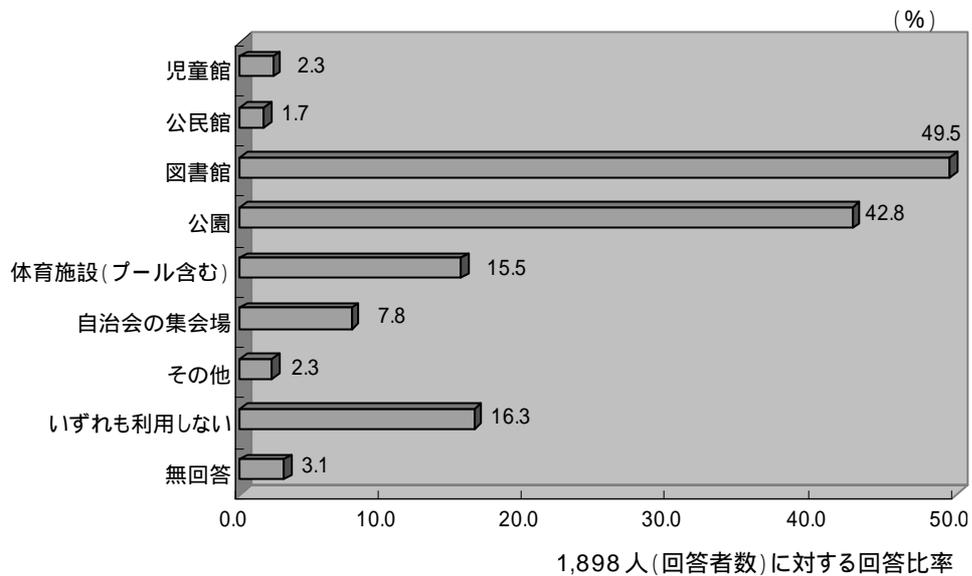
(21) 放課後や休日の過ごし方の望ましい姿(複数回答)【小学校児童】

放課後や休日の過ごし方の望ましい姿は、「公園や児童館で子ども同士で遊ぶ」(67.4%)、「家族とともに過ごすこと」(67.3%)が主となっています。

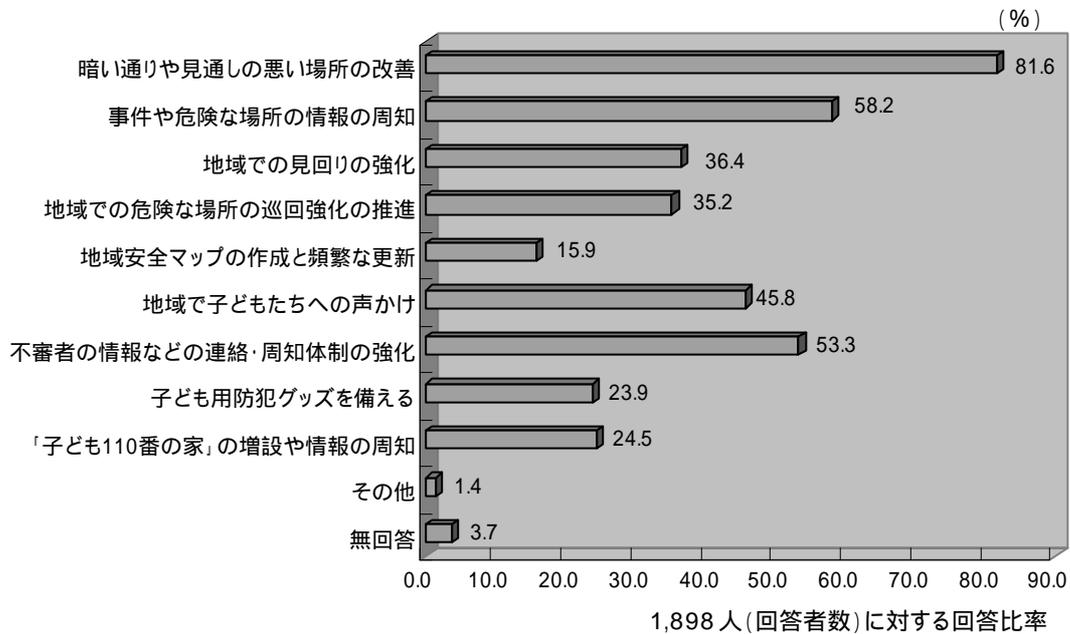


(22) 子どもがよく利用する公共施設【小学校児童】

子どもがよく利用する公共施設は「図書館」(49.5%)、「公園」(42.8%)が主となっています。また、児童館を利用する子どもは2.3%となっています。



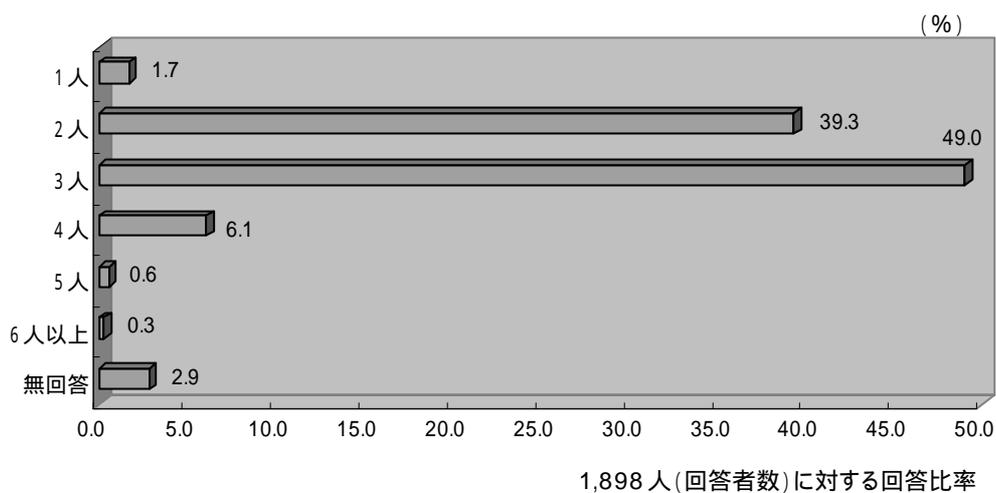
(23) 子どものための安全・安心な地域づくりに必要なこと(複数回答)【小学校児童】  
 子どものための安全で安心な地域づくりのために、「暗い通りや見通しの悪い場所の改善」(81.6%)が第一となっており、次いで「事件や危険な場所の情報の周知」(58.2%)、「不審者の情報などの連絡・周知体制の強化」(53.3%)となっています。



(24) 理想とする子ども数を持つことへの希望【小学校児童】

理想とする子ども数

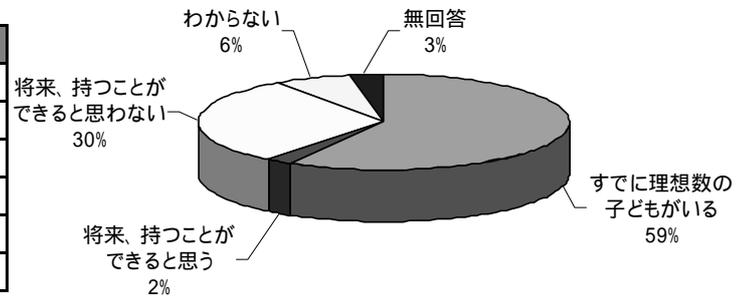
理想とする子ども数は、「3人」(49.0%)が第一となっており、次いで「2人」(39.3%)となっています。



理想とする子どもについての意識

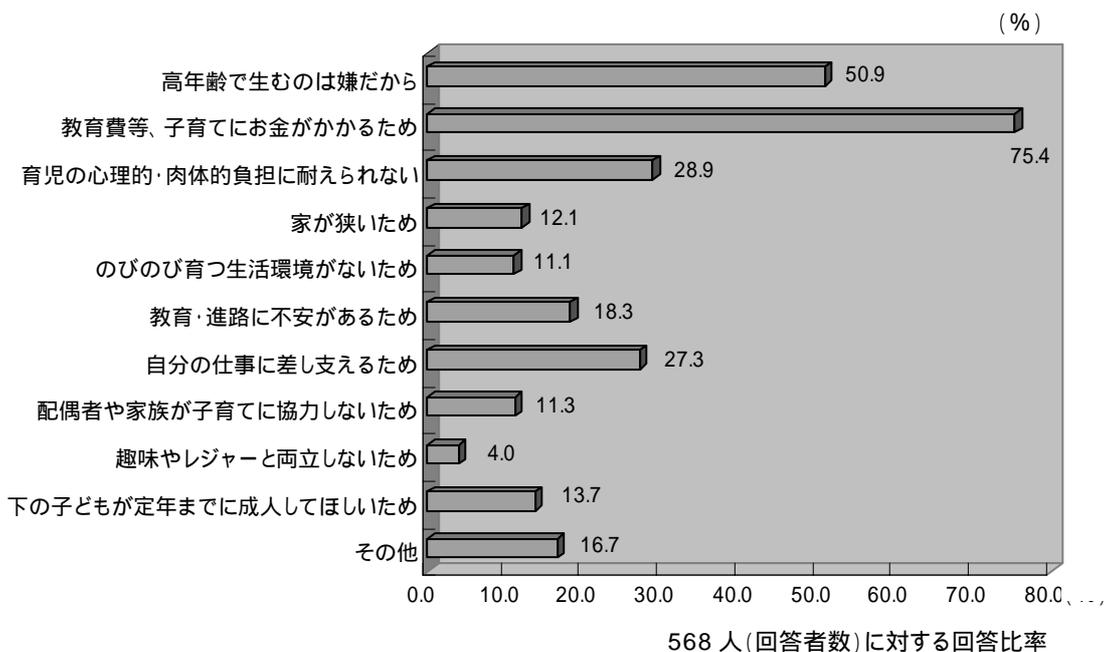
「理想とする子どもを持っている」と思う方は 58.4%となっており、また、「理想とする子どもを持つことができないと思う」方は 29.9%となっています。

選 択 肢	回答数(票)	構成比(%)
すでに理想数の子どもがいる	1109	58.4
将来、持つことができると思う	38	2.0
将来、持つことができないと思う	568	29.9
わからない	123	6.5
無回答	60	3.2
計	1898	100.0



将来、理想とする子ども数を持つことができないと思う理由（複数回答）【小学校児童】

理想とする子どもを持つことができないと思う理由は、「教育費等、子育てにお金がかかるため」(75.4%) が第一となっています。



## 5 前期計画の評価

前期計画においては、特定 14 事業についての目標量を定めて、計画の推進に努めました。前期計画期間中における目標量の達成状況は下表のとおりです。

特定 14 事業の達成率

番号	項目	目標量 (21 年度)	実績 (21 年度)	達成率	備考
1	通常保育事業(定員数)	1,059 名	1,059 名	100.0%	
2	延長保育事業(設置か所数)	540 名 5 か所	120 名 1 か所	22.2% 20.0%	実施体制の 未整備
3	休日保育事業(設置か所数)	210 名 2 か所	210 名 2 か所	100.0% 100.0%	
4	夜間保育事業(設置か所数)	-	-	-	
5	一時保育事業(設置か所数)	2 か所	5 か所	250.0%	
6	特定保育事業(設置か所数)	0 か所	0 か所	-	
7	乳幼児健康支援一時預かり事業 【病後児保育・施設型】 (設置か所数)	2 名 / 1 日 1 か所	2 名 / 1 日 1 か所	100.0% 100.0%	
8	乳幼児健康支援一時預かり事業 【病後児保育・派遣型】 (年間延べ派遣回数)	-	-	-	
9	子育て短期支援事業 【ショートステイ事業】 (設置か所数)	1 か所	1 か所	100.0%	
10	子育て短期支援事業 【トワイライトステイ事業】 (設置か所数)	1 か所	1 か所	100.0%	
11	つどいの広場事業(設置か所数)	0 か所	0 か所	-	
12	地域子育て支援センター事業 (設置か所数)	6 か所	5 か所	83.3%	
13	ファミリー・サポート・センター事 業(設置か所数)	1 か所	0 か所	0.0%	平成 22 年度 から実施予 定
14	放課後児童健全育成事業 (設置か所数)	6 か所	5 か所	83.3%	実施体制の 調整中

## 第3章 施策の現状と目標

### 基本目標1 安心とゆとりを持って子どもを生み育てることのできるまちづくり

#### 1 健康で安全な妊娠と出産のために

##### 【現状と課題】

妊娠や出産は、子育てのスタートであり、肉体的・精神的負担の大きい時期は、正しい知識や情報によるサポートが必要となります。

母子保健事業の充実をはじめ、父親を含めた家族全員が参画できる妊娠・出産に関する知識や情報提供の充実、禁煙・分煙対策の推進など、妊婦が安心して出産に臨める環境づくりをさらに進めていくことが重要となっています。

##### 【今後の取り組み】

#### (1) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発

取り組み内容	今後の方向性
母子手帳交付時の面接の際にパンフレットを配布し、保健師が説明している。ここ数年制度が大きく変わっているため、その都度新しい情報を提供している。また、プレママ教室、パパママ教室を通じて、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発をより深めている。	母子手帳交付時の面接の際や、プレママ教室、パパママ教室時に、制度や最新の情報等の情報提供を行い、安心して妊娠・出産を迎える妊婦が増えるよう支援していく。

#### (2) 母子健康手帳交付時からの保健師による支援の充実

取り組み内容	今後の方向性
妊婦健康診査の拡充がされ、平成21年1月27日以降妊婦健康診査受診票が4枚から14枚に拡充した。それにともない、従来市保健センター及び各支所で行っていた母子手帳の交付を、21年4月より、市保健センターへ一本化し、保健師による母子手帳交付時の面接を全妊婦に行うよう見直した。(現在100%実施)	母子手帳交付時面接は今後も100%の実施を継続していく。 すべての妊婦が、健康で安全な出産を迎えられるよう、確実にフォローをしていく。

## (3) 妊産婦健康診査の徹底及び訪問指導の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>妊婦健康診査の拡充がされたことにもない、県外医療機関、県内・県外助産所での健康診査が助成対象に拡充された。なお、本事業は平成23年までの時限事業である。</p> <p>平成19年度よりこんにちは赤ちゃん事業が施行となり、生後4か月をむかえるまでの赤ちゃんの家庭訪問を実施している。</p>	<p>時限事業終了後も継続実施できる方向で検討していく。</p>

## (4) 喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進

取り組み内容	今後の方向性
<p>妊娠届出時においてアンケートを実施して喫煙状況を把握する。喫煙者にはパンフレットを用いて禁煙を促す。また同居家族に喫煙者がいる場合は、副流煙の影響について説明する。喫煙が胎児に及ぼす影響についてのパンフレットは全妊婦に知ってもらうため配布している。</p>	<p>継続して妊娠届出時に、禁煙への知識、普及を図っていく。また、喫煙率の減少をめざす。</p>

## 【評価の指標と目標値】

評価の指標	現状値	目標値
妊娠中に喫煙する人の割合	6.3%	0.0%

## 2 家族で協力して子育てをすすめていくために

### 【現状と課題】

共働き家庭の割合が増加している中で、子育てには、母親だけでなく父親や家族全体での育児参加が不可欠であるとともに、固定的な男女の役割分担意識を改善することが重要です。

家庭において男女がともに責任を分かち合い、相互の理解のもとで家事や子育て、介護などを協力し合える家庭が築けるよう、生活のあらゆる場面において、男女がお互いを認め合い、支え合う社会の形成を進めていく必要があります。

### 【今後の取り組み】

#### (1) 男女共同参画意識の啓発

取り組み内容	今後の方向性
依然として「男は仕事、女は家庭」という意識が根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて、性別役割分担意識を変革していく必要がある。そのため、男女が互いに尊重し、協力し合っていくという意識の啓発をしていく。	観音寺市男女共同参画計画と協調して、あらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を促進するための施策を推進していく。

#### (2) 家庭における父親の役割についての啓発

取り組み内容	今後の方向性
男性の家事への参画は徐々に浸透しているものの、依然として家事や育児、子育て、しつけや教育の多くを女性にまかせっきりであるという実態がある。家庭で協力して子育てを積極的に進めるためには、社会通念やしきたりを改めていく機運を盛り上げていく啓蒙・啓発や、子育てや家事の分担などについて夫婦間での十分な話し合いが重要である。こうした意識の啓発に努め、男性・女性ともワーク・ライフ・バランスを実現することをめざす。	家庭責任と労働をともに担う意識づくりのための啓発事業の実施、家事や育児、介護等の技術習得のための講座・研修会の開催など、子育てと仕事の両立支援を推進していく。 関係する各機関が連携協力のもと、社会全体が連携して育児・保育環境を整備し、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを進める。

## (3) 三世代の保育参画の促進

取り組み内容	今後の方向性
<p>少子高齢社会を迎え、また核家族化が進む中、子育ての知恵などを教わる機会がなくなっていることから、三世代同居家庭での子育ての効用が見直されている。また、三世代同居家庭での女性の就労や子育ては、互いに分担意識ができ、母親は仕事も継続しやすく、子どもの出生率も高いことが実証されている。</p> <p>そこで、核家族化が進む中、三世代同居や世代間交流を促進し、子育て機能をサポートする体制を充実させる。</p>	<p>地域ふれあい活動や祖父母参観など、日頃から高齢者とのふれあいを創出するような、保育所、幼稚園、小学校等での事業を充実させるよう取り組む。</p>

## 【評価の指標と目標値】

評価の指標	区分	現状値	目標値
家族のコミュニケーションを図れている保護者の割合	就学前児童	84.0%	増やす
	小学校児童	84.2%	増やす
家族で協力して子育てをしている保護者の割合	就学前児童	85.2%	増やす
	小学校児童	81.8%	増やす
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	就学前児童	67.5%	増やす
	小学校児童	55.8%	増やす

### 3 育児について気軽に相談し、広く情報を取得するために

#### 【現状と課題】

少子化や核家族化が進み、子どものいる家庭が周りに少なくなっていることや、近所づきあいや地域のつながりが希薄化しつつあることで、子育て中の家庭では、子育てについての実質的な知識や方法が学びにくくなっていることが考えられます。また、子育てに関する情報が得られにくいという状況が生じることで、孤立感や育児不安の増大が懸念されます。

市内の保育所で実施している「地域子育て支援センター事業」を継続し、子育て中の親が孤独感や不安感を感じることなく、地域で安心して子育てができるよう、相談窓口の充実や子育て情報の提供、親同士の交流などを支援する地域の拠点を充実させていくことが必要です。

また、子どもを持ちたくても持てないなど、不妊について悩んでいる人が増えつつあることから、不妊治療等に対する情報の提供や相談体制を充実させることも必要です。

#### 【今後の取り組み】

##### (1) 地域子育て支援拠点の整備

取り組み内容	今後の方向性
観音寺市には地域子育て支援センターが5か所あり、育児相談、子育て支援情報の提供等を行っている。	多様化する保護者ニーズに応えられるよう、保護者ニーズの的確な把握に努める。 また、子育てサークルや子育てボランティア等の育成を行い支援体制を充実させてゆく。

##### (2) 育児に関する教育機会の充実

取り組み内容	今後の方向性
核家族化の進展により、祖父母からの育児に関する知識や技術の継承が難しい現状がある一方で、女性の社会進出等により子育ての形態が変化してきた。 これに対して、地域子育て支援拠点事業、子どもにやさしいまちづくり事業、保健センターで実施している各種相談事業で、育児の知識や技術の取得に対応している。	現在の子育て環境に即した支援方法を検討していく。 あらゆる媒体を使用するとともに、あらゆる機会を捕まえて事業の広報を進める。 実施に際しては、ボランティア、NPO、子育て関連企業等との連携を進めていく。

## (3) 相談体制の整備・拡充

取り組み内容	今後の方向性
<p>地域子育て支援拠点事業や子どもにやさしい街づくり事業(あぶあぶひろば、ぴよぴよクラブ、ふれあい広場)や保健センターで実施している各種相談事業(育児相談、もぐもぐレッスン、ことばの相談、幼児相談など)で相談に応じている。</p> <p>また、不登校や児童虐待等の相談も家庭児童相談室で対応している。</p> <p>児童虐待等の問題については、要保護児童対策地域協議会のケース会議でも対応している。</p>	<p>関係機関等と連携し、今後さらに利用者が増えるよう、相談事業の実施体制や内容の充実に努める。</p> <p>また、あらゆる媒体を使用するとともに、あらゆる機会を捉まえて事業の広報を進める。</p>

## (4) 子育て関連情報提供の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>市広報紙「かんおんじ」に子育て関連情報を掲載しているほか、子育て支援情報小冊子(子育て支援課)や子育て応援情報チラシ(保健センター)の作成、配布を実施している。</p>	<p>現在の情報の広報の仕方を、あらゆる機会、あらゆる媒体を対象として検討していく。</p> <p>市の事業だけでなく、その他の関連情報を収集し広めていく。</p> <p>子育て関連情報など、市で広報するのが不適切な場合もあるが、ファミリー・サポート・センター等の立ち上げにより対処していく。</p>

## (5) 子育てサークル等への活動支援の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>保護者同士の情報交換や交流は、子育ての知識や技術の取得だけでなく、その交流の中でストレスの解消や地域のコミュニティづくりに効果があるため、地域組織活動(母親クラブ)育成事業を実施し、市内9クラブに助成している。</p> <p>【東(観音寺)、西(観音寺)、粟井、伊吹、ふたば(一ノ谷)、柞田、高室、中部(常磐)、愛和(木之郷)】</p>	<p>未実施地区での活動支援を促進する。</p> <p>県の児童環境づくり事業の補助で実施しているが、年々縮小の方向にあるため、今後、財源の確保に努める。</p>

## (6) 地域の子育てグループ活動への支援

取り組み内容	今後の方向性
<p>地域内で自主的に発生した子育てグループは、組織の規約など種々の制約に影響されずに自由に活動できる利点があると考えられるため、その活動を支援する。</p>	<p>現在、支援対象グループがないため、今後、乳幼児健康診査等の機会を活用するなど、グループづくりから働きかけていく。</p>

## (7) 保護者同士の交流の場の拡充

取り組み内容	今後の方向性
家庭で子育てをしている保護者が社会から孤立したり、ストレスを感じたりすることがある。そういった事態を招かないよう、保育所において「保育所地域活動事業」を行っており、地域の方にも参加してもらい交流等を図っている。	まだ参加されていない方への周知等を行い、内容を充実していく。

## (8) 不妊相談の充実

取り組み内容	今後の方向性
相談には、随時対応しているが、平成21年度から特定不妊助成事業を開始したこともあり、相談件数は微増している。県不妊相談センターへの紹介も行っている。また、市助成事業紹介リーフレットやホームページで県事業・相談先を周知している。	今後も、相談しやすい状況をつくりながら、事業を継続していく。

## 【評価の指標と目標値】

評価の指標	区分	現状値	目標値
子育て中の親同士のふれあいや交流が少ないと感じる保護者の割合	就学前児童	56.0%	減らす
	小学校児童	50.6%	減らす
近くに親同士が気軽に集える場があると感じる保護者の割合	就学前児童	25.0%	増やす
子育てについて、気軽に相談できる親族や近所の人がいな いと感じる保護者の割合	就学前児童	25.0%	減らす
	小学校児童	31.9%	減らす
子育てに対する身体的な負担を感じる保護者の割合	就学前児童	84.5%	減らす
	小学校児童	73.8%	減らす
子育てに対する精神的な負担を感じる保護者の割合	就学前児童	75.7%	減らす
	小学校児童	79.2%	減らす
子育てに関するサービスについての情報が伝わってこない と感じる保護者の割合	就学前児童	62.1%	減らす
	小学校児童	69.5%	減らす

## 4 安心して子どもを預けられ、仕事と子育てを両立するために

### 【現状と課題】

#### 保育サービスの充実

女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的になりつつあります。そのため、保護者が仕事と子育てを両立するためには、安心して子どもを預けることのできる保育サービスの充実が不可欠となっています。また、近年は就労形態の多様化により、保育ニーズも多様化しているため、利用者の視点に立ったきめ細かなサービスの提供が求められています。

現在実施している事業のニーズの増加や変化に対応していくとともに、保護者の生活実態や意向を十分踏まえながら、各種サービスの充実を図る必要があります。

さらに、小学校1年生から3年生までの児童に対して、適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を行う放課後児童クラブについても、ニーズに応じて充実させていくことが必要です。

#### 子育て家庭にやさしい職場環境の整備

日本の社会の中では、家庭や家族よりも仕事を優先するという考え方がいまだ根強く残っていると言えます。働く女性が増える中で、このような仕事優先の考え方は、従来からある男女の固定的な性別役割分担意識と結びつくことで、女性の社会進出を阻害し、就労している女性の結婚や出産を断念させてしまうことが懸念されます。

若い男女が家庭や子育てに夢を持ち、また、子育ての喜びと働く喜びを同時に得られる社会をつくるためには、従来からの働き方を見直し、男女を問わず多様な働き方や、生き方を自由に選択できるようにすることが重要となります。

そのため、事業主に対しては、子育て家庭に配慮した職場環境の整備を促進するとともに、男性の育児休業の取得や労働時間の短縮等、子育てとの両立に配慮した就労環境が実現するよう、国や県、関係団体との連携を深め、住民に身近な市においても広報や啓発、情報提供を積極的に推進していくことが求められています。

## 【今後の取り組み】

## (1) 保護者ニーズに応じた保育サービスの充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>観音寺市には公立保育所が6か所、民間の認可保育所が5か所ある。通常保育のほか、乳児保育、延長保育、一時保育等を行っている。</p>	<p>通常保育、乳児保育等については現体制で継続して実施していく。また、定員の見直しを行うなど、待機児童が生じないよう対応していく。</p> <p>延長保育については平成26年度までに実施か所数を5か所に増やす。</p> <p>休日保育については平成26年度までに実施か所数を2か所に増やす。</p> <p>一時保育については平成26年度までに実施か所数を5か所に増やす。</p>

## (2) 保育体制の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>観音寺市では保育所と幼稚園にて就学前児童の預け入れを行っている。</p> <p>また、幼稚園の統廃合と保育所の統廃合について、検討中である。</p>	<p>幼稚園の統廃合と保育所の統廃合を効率的に行うために、計画的に体制を整備する。</p>

## (3) 子どもの視点に立った保育所運営

取り組み内容	今後の方向性
<p>子どもたちの視点に立った質の高い保育をめざして、保育士研修会、調理員研修会等への参加により職員の知識と技能の向上を図る。</p>	<p>平成20年度に改正された「保育所保育指針」に則り、保育所に関わる職員の資質を高め、保育所の地域における役割も同時に高めていく。</p>

## (4) 安心して快適な保育施設の整備

取り組み内容	今後の方向性
<p>観音寺市の公立保育所は建築してから年数が経過している保育所が多く、改修や統廃合等による新築などを計画している。</p>	<p>順次改修を行うと同時に、新保育所の建設を検討していく。</p>

## (5) 行政主催のイベント等への託児コーナー設置

取り組み内容	今後の方向性
核家族化の進展により、その保護者が各種行事等に参加したくとも乳幼児の育児等で参加が困難な場合が多いため、イベント等の実施の際には、託児コーナーを設ける。	今後、実施に努める。

## (6) 放課後児童対策の推進

取り組み内容	今後の方向性
昼間保護者のいない家庭が増加している。留守家庭の小学校1年～3年生の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図っている。	放課後児童の健全育成を図るため、空き教室の問題や、民営施設との関係も考慮しながら、育成者のニーズに応えられるよう検討していく。

## (7) 預かり保育の推進

取り組み内容	今後の方向性
幼稚園の教育時間終了後、保護者の希望に応じて、時間を延長して幼稚園児を預かる。観音寺市では、幼稚園8園のうち大野原幼稚園、豊浜幼稚園の2か所で預かり保育を実施している。	現状の保育サービスを進める中で、地域特性に応じたニーズについての確な計画を進め、保育所との連携や統合整備を含め一元化等についても検討する。

## (8) ファミリー・サポート・センターの整備

取り組み内容	今後の方向性
子育ての手伝いをしたい人(協力会員)と、手伝いを頼みたい人(依頼会員)がそれぞれファミリー・サポートの会員となり、地域で子育ての助け合いを有償で行う。	ファミリー・サポート・センターの立ち上げに向けて、支援団体等の掘り起こし、育成を行う。

## (9) 仕事と育児のしやすい職場環境づくりの促進

取り組み内容	今後の方向性
事業所に対して、子育てを支援する労働環境の整備や妊娠・出産への配慮、短時間勤務など多様な就業形態の導入などについての周知、啓発を行う。 行動計画の策定や周知など、次世代育成支援対策推進法による事業主の責務を周知する。	関係機関等と連携し、事業主や職場の従業員に対して、子育て支援の重要性について啓発を行い、子育て家庭に対する事業主の理解・協力を求めていくとともに、仕事と育児を両立することのできる雇用環境づくりに努める。

(10) 育児休業制度の導入と利用の促進

取り組み内容	今後の方向性
事業所に対して、育児休業制度の実施や取得しやすい労働環境の整備などの周知、啓発を行う。	育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)制度等について関係機関とともに啓発、指導に努めることで、育児休業制度の実施や取得しやすい労働環境づくりを促進する。

(11) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組み

取り組み内容	今後の方向性
仕事と家事・育児の適切な両立のため、多様な働き方や父親の子育て参画など、事業所の協力を求めていくとともに、子育て中の男女に対して、固定的な役割分担意識の解消を図る。	観音寺市男女共同参画計画と協調しながら、職員研修や各種イベント等、あらゆる機会を活用して仕事と家事の調和、家事・育児の適切な分担について、意識の啓発に努める。

(12) 職場復帰や再就職に向けた支援の充実

取り組み内容	今後の方向性
職業講習等支援事業の情報提供や国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進について広報等を行う。	ハローワークや関係機関と連携して、就労に向けた制度や情報の周知、広報に努める。

【評価の指標と目標値】

評価の指標	区分	現状値	目標値
育児休業取得率(就学前児童の保護者)	父親	6.0%	増やす
	母親	38.5%	増やす
子育てについて、職場の理解や対応が不十分であると感じる保護者の割合	就学前児童	48.9%	減らす
	小学校児童	48.7%	減らす

## 5 子育てにともなう経済的負担の軽減のために

## 【現状と課題】

子育てをしている保護者にとって、子育てにかかる経済的負担は大きな問題です。育児の経済的負担のために希望する人数の子どもが持てなかったり、子どもを持つこと自体をためらう場合もあり、それが少子化の一因とも考えられることから、育児にかかる費用の負担軽減のための施策の充実は、子育て支援の重要課題の一つとなっています。

子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給や、子ども医療費の助成などの制度を有効に運用していくほか、不妊治療にかかる助成や、子育て用品のリサイクル活用支援など、経済的な負担の軽減に取り組むことが必要です。

また、今後の子育て支援関係の法整備の動向にも柔軟に対応していきます。

## 【今後の取り組み】

## (1) 子ども医療費の助成

取り組み内容	今後の方向性
<p>就学前の乳幼児の保護者に対し、医療費の自己負担分を助成する。</p> <p>併用レセプトの導入に伴い、県内の医療機関で受診した場合には、現物給付を実施している。</p>	<p>子どもを持つ親が安心して子育てできるように、対象児童の年齢を引き上げ、保護者の負担軽減に努める。</p> <p>また、医療費助成は現物給付を基本とするが、6歳を超える児童については、市外医療機関を受診した場合、償還払いとする。</p>

## (2) 子ども手当等の支給

取り組み内容	今後の方向性
<p>子ども手当は、義務教育修了前(中学生まで)の児童の保護者に毎月2万6千円を支給する。ただし、22年度は月1万3千円を支給する。</p>	<p>法に基づき実施する。</p>

## (3) 子育て支援サービスの利用促進

取り組み内容	今後の方向性
<p>子育て支援サービスの利用を促進するため、市広報紙「かんおんじ」に各種事業を掲載するほか、各課でチラシ、パンフレット等を作成し周知に努めている。</p> <p>また、転入、出生等の届出の際には、ガイドを行う。</p>	<p>情報の周知方法についてもっと多くの媒体を使う。項目だけでなく詳細がわかるようにする。</p>

## (4) 不妊治療にかかる助成の周知

取り組み内容	今後の方向性
<p>平成 21 年度から特定不妊助成事業を開始したところであり、利用の促進につながるよう、広報紙、ホームページ、住民用リーフレット配布、指定医療機関への周知などを行っている。また、保育所や幼稚園などへのリーフレットの配布、各種団体や関係機関への周知依頼をしている。</p>	<p>指定医療機関以外へも周知ポスターを掲示するなど、広報を充実させていく。</p>

## (5) 保育所保育料・幼稚園保育料の減免

取り組み内容	今後の方向性
<p>保育所については、同一世帯から2人以上の児童が入所した場合、第2子以降の保育料を減免している。</p> <p>幼稚園については、「観音寺市立幼稚園保育料減免に関する規則」に基づき、保護者の申請により保育料の減額免除を行っている。</p> <p>また、私立幼稚園については、国の基準に準じ「観音寺市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」に基づき補助金を交付している。平成 21 年度からは、市内に住所を有する者に対して減免措置を行っている市外の私立幼稚園の設置者に対しても補助金を交付することとしている。</p>	<p>近隣の市町の制度や国の動向をみながら、保護者の経済的負担の軽減を図っていく必要がある。</p>

## (6) 支援の必要な家庭への経済的負担の軽減

取り組み内容	今後の方向性
<p>母子家庭・生活困窮世帯が増加の傾向にある。</p> <p>【母子家庭の支援】児童扶養手当の支給、母子家庭自立支援給付金事業、母子寡婦福祉資金貸付の受付、母子家庭等医療費助成事業</p> <p>【障がい児のいる家庭の支援】特別児童扶養手当の支給</p>	<p>制度の広報に努め、経済的理由による就学困難な状況解消につとめる。</p> <p>自立に向けて知識、技術(資格)等を身につける支援を行っていく。家庭の急激な変換期に経済的支援を行う。</p>

## (7) 小児慢性特定疾患の児童に対する支援

取り組み内容	今後の方向性
いまだ治療方法が確立していない慢性特定疾患の児童に対し、国においては治療方法の研究に、県においてはその疾患の認定に、市においてはその日常生活用具の給付の業務を担当し、対象児童及びその家庭の福祉に寄与する。	実施要綱の整備、予算の確保はしているものの、現在、利用者はいない。今後、制度の周知や相談の充実を図る。

## 【評価の指標と目標値】

評価の指標	区分	現状値	目標値
子どもの養育費が過度の負担になっていると感じる保護者の割合	就学前児童	18.8%	減らす
	小学校児童	20.9%	減らす
子どもの教育費が過度の負担になっていると感じる保護者の割合	就学前児童	18.4%	減らす
	小学校児童	21.3%	減らす
子どもの医療費が過度の負担になっていると感じる保護者の割合	就学前児童	12.8%	減らす
	小学校児童	23.1%	減らす
理想の人数の子どもを持つことができると思わない保護者の割合	小学校児童	29.9%	減らす

## 基本目標2 すべての子どもが心身ともに健やかに育つことのできるまちづくり

### 1 子どもの病気や事故を予防し、心身の異常にきちんと対応するために

#### 【現状と課題】

子どもは病気や事故に対して無防備で、親や周囲の人たちは常に子どもの状態や環境を正確に把握して、病気や危険箇所などの早期発見や予防対策を行う必要があります。

そのため、各種健康診査や発達相談等で早期に発見し、できるだけ早い段階での治療、療育を受けることが重要です。また、子どもの病気の予防のために、予防接種に対する保護者の理解を深め、健康診査の受診率とともに予防接種率を高めることが課題です。

さらに、家庭での乳幼児の事故防止、かかりつけ医の確保、望ましい生活習慣の定着、食育の推進などが求められています。

#### 【今後の取り組み】

#### (1) 親と子に対する保健事業への参加促進

取り組み内容	今後の方向性
<p>妊娠期から様々な機会を通じて各種母子保健事業について啓発し、それぞれの時期に必要な事業を周知する。</p> <p>また、安心して出産・育児ができるように必要な情報や場所を提供し、利用者の満足度を高める。</p>	<p>適切な時期に周知をするとともに、内容の充実を図り満足度を高め、一層の参加を促していく。</p>

#### (2) 親と子に対する相談事業の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>育児相談にて、保健師が支援の必要な子どもとその家族と一緒に子育てについて考えている。</p> <p>また、健康診査後にも育児相談の活用をすすめている。</p> <p>発達の支援が必要な子どもについては、関係機関を紹介している。</p>	<p>孤立して子育てをしないようにいつでも相談できる事業を今後も継続する。</p>

## (3) 疾病や障がいの早期発見・治療・療育の推進

取り組み内容	今後の方向性
乳幼児健康診査や相談の実施により、支援の必要な子どもに対して継続的に育児支援しているが、適切な時期に対応していくことが大切である。そのため、関係機関との連携を密にとり、疾病や障がいの早期発見・治療・療育を推進すると同時に、保護者への支援を行う。	支援が必要な子どもに対して定期的な支援の実施を継続していきながら、児童を取り巻く関係機関との連携を密にし、保護者を支援していく。

## (4) 歯科保健の充実

取り組み内容	今後の方向性
歯科保健について関心のない人が多いため、妊娠中から歯科保健の重要性を機会があるたびに啓発する。	歯科保健の重要性を母子保健事業の中で周知していく。

## (5) 小児救急医療体制の周知・啓発

取り組み内容	今後の方向性
小児救急医療体制について、ホームページ、広報紙、リーフレットなどで周知、啓発する。	妊娠届時に配布の母子保健ガイドブックに掲載するなど、様々な機会をとらえた周知、啓発を継続する。

## (6) 予防接種の推進

取り組み内容	今後の方向性
法定予防接種に加え、平成19年度より行政措置予防接種として水痘予防接種を実施している。	様々な母子保健事業の場で予防接種の周知を図るとともに、接種期間が短い種目については、未接種者に対して勧奨を実施していく。 また、保育所、幼稚園、小学校等及び管轄関係各課との連携のうえ、予防接種の重要性及び疾病について正しい知識を普及し、予防接種を推進していく。

## (7) 健康診査後の指導体制の充実

取り組み内容	今後の方向性
相談事業や関係機関の連携により健康診査後の子どもや家族の育児支援を行っている。	保健センターにおける月1回の育児相談や各支所での隔月の育児相談での支援の継続を図っていく。健康診査の受診勧奨は継続して行い、各家庭に応じた育児支援をしていく。

## (8) 両親がともに参加できる教室の開催

取り組み内容	今後の方向性
パパママ教室の開催により両親がともに育児ができるように、父親としての自覚や意識づけを行っている。また、子育てのイメージづくりの場としている。	参加者の増加を目標に、教室内容等の検討を行っていく。

## (9) 訪問指導の推進

取り組み内容	今後の方向性
妊産婦及び4か月までの乳児全件訪問。平成20年度からこんにちは赤ちゃん事業を、一部助産師会に委託している。	こんにちは赤ちゃん事業の充実、事業の周知などをしていく。訪問拒否者の事後フォローによる状況把握、助産師との連携に努める。

## (10) 食育の推進

取り組み内容	今後の方向性
子どもの時期は食に対する考え方を形成する大切な時期なのでこの時期に適切な食習慣を身につける取り組みを実施する。幼児健康診査の時に生活習慣の確認や、食生活改善推進協議会との連携により、市内保育所、幼稚園を対象に野菜の摂取量を増やす取り組みを行ったり、家庭での野菜摂取量を増やすよう資料を配布している。	食育推進計画をたて、関係各課、関係者と連携を取りながら子どもたちを見守る体制づくりを検討する。

## (11) 栄養指導の充実

取り組み内容	今後の方向性
小学校5年生に実施している血液検査により、小児生活習慣病の確認をしており、希望者に対し懇談時に栄養相談を行っている。幼児健康診査の時にも生活習慣の確認を行っており、食生活について支援の必要な子どもに栄養相談を行い保護者に対する理解を促している。また希望者に対しては随時相談に応じている。	幼児健康診査では継続して小児生活習慣病の確認を行い、栄養相談を実施していく。各関係機関と連携して、情報提供できる体制を整え取り組み続けることが必要である。

## (12) 幼児期からの生活習慣病の予防

取り組み内容	今後の方向性
<p>幼児健康診査の時に小児生活習慣の確認を行い、生活習慣改善の必要のある子どもの保護者に優先的に栄養相談を行っている。また、標準領域より大きい児童の保護者には小児生活習慣病の情報提供している。さらに、3歳児健康診査終了後、肥満度分析を行い、肥満度 25%を超えている子どもについては、各幼稚園、保育所の先生方と協力して気をつけるよう情報を共有している。</p>	<p>平成 20 年度から肥満度分析を開始したので、今後も取り組んでいく。また、対象児のその後について幼稚園、保育所の先生方と一層の連携を強め、保護者に注意を促していく。</p>

## (13) 事故防止に関する啓発の推進

取り組み内容	今後の方向性
<p>妊婦や未就学児とその保護者に対し、子どもの発達に合わせた事故予防についての情報提供をしている。</p>	<p>保健事業の機会を活用して情報提供を実施しているが、今後、事故発生の状況把握や、自殺等も含めた予防対策の検討をしていく。</p>

## 【評価の指標と目標値】

評価の指標	区分	現状値	目標値
夜9時までには寝る児童の割合	就学前児童	23.2%	増やす
週3日以上外遊びをする児童の割合	小学校児童	44.5%	増やす
朝食を毎朝食べる児童の割合	就学前児童	75.7%	増やす
かかりつけ医のいる児童の割合	就学前児童	87.3%	増やす
家庭で、子どもの事故防止に取り組んでいる保護者の割合	就学前児童	82.7%	100.0%

## 2 子どもが学校で楽しく学ぶために

### 【現状と課題】

高度情報化、国際化、少子高齢化、核家族化など、社会的な変化の中で、学校においては、子どもたち一人ひとりの個性を大切にしながら、確かな学力と豊かな心を育むための教育を充実させることが求められており、家庭や地域と連携して、それぞれの教育力や機能を生かした協働の取り組みを進めていくことが必要です。

人間形成の基礎となる幼児教育では、多様な教育活動を充実、教員の資質向上、施設・設備の整備を推進する必要があります。

### 【今後の取り組み】

#### (1) 教育内容の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>学校においては、子どもたち一人ひとりの個性を大切にしながら、確かな学力と豊かな心を育むための教育活動の充実に努めている。</p> <p>全国学力・学習状況調査や香川県学習状況調査の活用により、教育活動の見直しや改善を図っているほか、「香川型指導体制」として、小学校の低学年では「複数担任制」が、また中学校の数学・理科・英語では「少人数指導」や「習熟度別指導」が導入されている。</p>	<p>児童生徒の学力の実態を把握し、その結果を学習指導の工夫・改善に生かしたり、小学校高学年への教科担任制導入による教員の専門性を生かした学習指導、少人数指導、習熟度別指導等による一人ひとりの児童・生徒に応じたきめ細かな指導を行ったりすることにより、児童・生徒の確かな学力の向上を図る。また、児童生徒のニーズを踏まえた教育方針の展開を図る。</p>

#### (2) 地域に信頼される学校づくりの推進

取り組み内容	今後の方向性
<p>学校と家庭や地域との連携により、それぞれの教育力や機能を生かした協働の取り組みを進めていくことが求められており、学校教育法施行規則の改正により、学校経営評価(内部評価・外部評価・第三者評価)の実施と結果の公表・報告が義務づけられている。学校評議員会は、外部評価の一つとして実施されていることが多い。</p>	<p>学校だより等で学校経営評価の結果とその分析を公表することにより、保護者や地域の人々の学校に対するより正確な理解と協力が得られるよう努める。</p> <p>市内の幼稚園、小学校、中学校に設置されている学校評議員会を活用し、保護者や地域の方々から学校運営に関する意見を聞き、教育に反映させるとともに、自己評価の実施や情報公開を充実させ、保護者や地域の方々への説明に努める。</p>

## (3) 社会体験的な学習機会の拡充

取り組み内容	今後の方向性
<p>児童生徒が自ら学ぼうとする意欲や自ら考え判断し行動する力、個性を生かし自らの能力を伸ばす力といった「生きる力」の育成をめざし、小学校では「総合的な学習の時間」を中心に教科を横断した調べ学習が行われている。</p> <p>中学校でも、中学2年の「総合的な学習の時間」に職場体験学習が行われており、生徒たちは、社会人や勤労人としての責任の重さや、人と人とのコミュニケーションの大切さについて学び、自己の職業観を更新させている。</p>	<p>国際理解、情報、環境、福祉・健康等の今日的課題について、体験的な学習の機会を拡充するなど、総合的な学習の時間の充実により、「生きる力」の育成を図る。</p> <p>また、学校、家庭、地域、産業及び行政機関の連携・協力のもと、中学生を対象に職場体験学習を行い、生徒の「生きる力」を育むとともに、家庭、地域の教育力向上を図る。</p>

## (4) 学校図書館の充実と活用の促進

取り組み内容	今後の方向性
<p>学習活動の中心的機関として、またレクリエーションの場として、各学校に学校図書館を設置し、児童・生徒及び教師の必要に応じて、資料の提供、教養・趣味の助成に役立たせている。また、学校図書館は、読書指導により、読書の習慣づけや問題解決への利用などを促進している。</p>	<p>幼稚園、小学校、中学校では、読み聞かせや本の紹介などにより、児童生徒の興味・関心を喚起する。</p> <p>また、読書目標を提示する取り組みなどを通して、読書習慣の形成をめざすとともに、学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図る。</p> <p>そのため、ゆとりある快適な読書スペースの確保など、学校図書館等と各学校の読書環境の整備に努める。</p>

## (5) 児童会や生徒会活動の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>各学校では、児童会・生徒会活動を活性化させることにより、児童・生徒の自立心や自尊心を高めるため、各学校行事の企画・準備・運営に生徒会役員や各種委員会の委員を活躍させたり、行事の前後の学級活動や道徳の時間を利用して、体験的な活動を支える理解的な学習を有機的に結びつけている。</p> <p>また、三観地区の中学校の生徒会役員は、毎年夏に交流会(三観中研特別活動部会が主催)を開催し、各校の情報交換を行っている。</p>	<p>児童・生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小学校、中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図る。</p>

## (6) 幼児教育の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>幼稚園と保育所が連携を深め、それぞれのニーズに応じた保育等を行っている。現在、公立保育所が6か所、幼稚園が8園あり、幼稚園では4園が3歳児からの保育を実践している。また2園で預かり保育を実践している。</p>	<p>幼稚園の統廃合を見通して、人材を育成していくとともに、保育所との共存のあり方を検討する。</p>

## (7) 学校施設整備の推進

取り組み内容	今後の方向性
<p>各学校の施設・整備については、優先度の高いもの、緊急を要するものから、順次、計画的に整備を進めている。</p>	<p>児童・生徒の健康と安全確保を第一に考え、各種施設の改修等を実施するとともに、空き教室の有効利用や、パソコン、インターネットの整備など、快適な学習環境の整備に努める。</p>

## (8) 教職員に対する研修の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>それぞれの学校長が、必要に応じて、また校務分掌に応じて、それぞれの教職員に研修の機会を適切に与えている。</p> <p>また、研修に参加した教職員は、その研修の内容を校内研修や職員会で報告し、研修の成果を全教職員で共有している。</p>	<p>教育公務員には研修が義務づけられており、教職員に対して、人権・同和教育、情報教育、特別支援教育及び教育相談等の課題についての研修を充実し、資質の向上を図る。</p>

## (9) 相談事業の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>学校におけるいじめ、不登校などの問題が増加している実態がみられるため、スクールカウンセラーを活用し、児童・生徒及び保護者に対し相談活動をするとともに、4中学校に支援員を置き、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めている。</p>	<p>生徒指導員やスクールカウンセラーの配置を進め、いじめや不登校などに対する相談支援体制の充実を図り、生徒の心の安定と問題行動の防止・解決をめざす。</p> <p>支援員は、必要とする学校に配置し、個々の生徒に適した支援を行う。スクールカウンセラーは、今後、時間数を確保するなど、内容の充実に努める。</p>

## 【評価の指標と目標値】

評価の指標	区分	現状値	目標値
学校に行くのが楽しそうと感じている保護者の割合	小学校児童	94.0%	増やす
学校の授業が理解できていると感じている保護者の割合	小学校児童	83.4%	増やす

### 3 自らの心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期を送るために

#### 【現状と課題】

近年、性行動の低年齢化による思春期の人工妊娠中絶や性感染症の増加、薬物乱用、喫煙・飲酒の増加等の傾向がみられます。

幼稚園、学校における性教育に加え、今後も、生命を大切にする教育、子どもの発達段階に応じた教育が重要であり、家庭、学校、地域が連携して、有害情報の排除や信頼関係の構築など、子どもをサポートする体制をつくる必要があります。

#### 【今後の取り組み】

##### (1) 性感染症に関する情報提供と予防の啓発

取り組み内容	今後の方向性
授業の中で養護教諭等が、病気の理解、予防、人権等について教えている。	HIVなど性感染症の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努める。

##### (2) 乳幼児ふれあい体験の充実

取り組み内容	今後の方向性
次代の親を育てる視点から、乳幼児や育児に対する関心を喚起するため、学校教育における乳幼児とふれあう体験学習を行う。	対象学年や実施回数など、職場体験や性教育とも関連して充実させていく。

##### (3) 教育相談機能等の充実

取り組み内容	今後の方向性
発達段階に応じた指導のあり方や子育てについての悩みの教育相談に応じる。 現在、不登校や発達障がい児童・生徒をもつ保護者や教師に対して、月に3回(半日)教育相談活動を行っている。	さらに相談活動の充実を図るために、教職員の研修や保護者との相談活動の機会を増やしていく。 発達障がいでの相談件数が増加しており、今後も幼児期における相談の大切さを呼びかけ、早期発見、早期相談による効果的な相談活動を充実していく。

## (4) 思春期における相談事業の充実

取り組み内容	今後の方向性
生徒の相談は、友達とのコミュニケーション不足やトラブル等による疎外感等が主であり、担任教諭や養護教諭が相談に応じている。	思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持った担当者の確保を図るとともに、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、保健所、医療機関との連携強化に努める。

## (5) 性教育等の充実

取り組み内容	今後の方向性
幼稚園から中学校まで、全学年にわたって児童・生徒の成長に応じた性教育を実施する。	中学校・高等学校で、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図る。

## (6) 飲酒や喫煙、薬物が健康に及ぼす害に関する啓発

取り組み内容	今後の方向性
喫煙、飲酒等の健康被害に対する啓発は、学級指導で実施し、薬物については、さらに講師(警察、薬剤師など)を招いて講演会等を実施するなどして、啓発している。	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するため、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を行っていく。

## (7) 健康診査・体力測定の実施

取り組み内容	今後の方向性
<p>学校保健安全法に基づき定期の児童・生徒の健康診断を、校医により実施している。治療を必要とする結果は、児童・生徒を通じて保護者に報告する。</p> <p>定期の身体測定については、児童・生徒一人ひとりの記録カードに結果を記入する。過去の数値と照らし合わせ、自己の身体の成長を把握する。</p> <p>また、新体力テストを毎年1学期に実施している。全国や県の平均数値とともに、児童・生徒には個票が返され、自己の運動能力をみつめる。</p>	子ども自ら、自己の身体や健康の状態を把握・確認しながら健康管理ができるよう、健康診査・体力測定の実施を図る。

## (8) 食に関する生涯学習の場の提供

取り組み内容	今後の方向性
思春期の健康管理と将来の生活習慣病予防などの基盤となる「食」の重要性について学び、考える生涯学習の場を提供する。	成長の段階に応じて学べるよう、計画的な食育について検討する。 生活スタイルに対応して、外食等栄養成分表示の普及啓発に努める。

## 4 障がいのある子どもを支援するために

### 【現状と課題】

心身のハンディキャップにより日常生活や社会活動で多くの制約を受けている児童が安心して暮らせる地域社会をつくるためには、公的サービスの充実もさることながら、市民一人ひとりが、障がいに対する理解を深め、地域の障がいのある子どもや家庭を温かく見守っていくことが必要です。

また、障がいのある子どもの療育・教育においては、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う「特別支援教育」を充実させるため、保護者をはじめ、福祉、医療、労働等、様々な関係機関との連携・協力による支援体制の整備が必要です。

### 【今後の取り組み】

#### (1) 障がいのある子どもに対する理解の促進

取り組み内容	今後の方向性
<p>人権擁護に関する作品(作文・習字・ポスター)を児童・生徒・関係機関から募集し、人権擁護啓発活動に活用している。</p> <p>障がい児の保護者に「ひだまりサロン」等、交流の場や各種行事への参加を呼びかけ、交流を深めている。</p> <p>幼稚園教育研修会、教育センターでの研修会などで、特別支援教育の指導者を招いて研修会を実施している。</p>	<p>幼児や児童・生徒の発達段階に応じた内容で、だれに対しても差別や偏見を持たないように啓発活動をする。</p> <p>地域において心のバリアフリーを推進するために、自治会や子ども会等の身近な活動のなかで、障がい児に対する理解や支援が得られるよう働きかけていく。</p> <p>教職員があらゆる機会をとおして、障がいのある子どもに対する理解を深め、一人ひとりの子どものニーズにあった教育を推進する。</p>

## (2) 特別支援教育の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>市内すべての公立幼稚園、小学校、中学校には特別支援教育コーディネーターが位置づけられ、教職員が連携のもとに支援の充実を図る体制を整備している。</p> <p>また、西讃地域特別支援教育連携協議会が設立され、特別支援ファイルを活用して一人ひとりにあった教育の充実を図っている。</p> <p>また、特別支援学級担任の具体的な実践にかかわる研修を実施している。</p>	<p>各校での充実を図るとともに、関係機関との横の連携を充実させていくことが必要である。</p> <p>また、特別支援員の適切な配置を行っていく。</p>

## (3) 交流教育等の推進

取り組み内容	今後の方向性
<p>幼稚園、小学校、中学校での社会福祉施設への訪問、職場体験などを実施する。</p>	<p>幼い時期から、ごく自然なかたちでボランティアができたり、高齢者とのふれあいを楽しめる資質を育てるため、特別支援学級や社会福祉施設での体験学習や交流学習を推進していく。</p>

## (4) 療育体制の整備・充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>障がい児を育てる地域の支援体制整備事業「まいまいくらぶ」での相談支援事業、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のための児童デイサービス事業を実施しているほか、県では、地域療育等支援事業「高瀬荘」、重症心身障がい児通園事業(A型・B型)を実施している。</p>	<p>教育、福祉、保健の各部門が連携を密にし、早期発見・早期治療に努め、各関係機関と情報を共有し、療育体制を整備する。</p> <p>「まいまいくらぶ」の相談事業を市内に5か所ある子育て支援センターと連携していく。</p>

## (5) 教育相談・就学指導体制の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>学校教育の中では、人権教育の視点に立ち、障がい児に対する理解を深め、個に応じた支援を実践している。</p> <p>地域の中では障がいのある児童・生徒や家族を温かく見守ったり支援したりしている。</p> <p>教育相談については県が配置している学校カウンセラーや、教育センターでの相談活動で対応している。</p> <p>障がいのある児童・生徒の就学指導は、三観地区就学指導委員会で実施している。</p> <p>また、就学指導委員会には専門の教諭で構成している就学指導員会を位置づけている。</p>	<p>障がい児の実態を的確に把握するとともに、保護者の声や、医師の診断も尊重しながら、適切な就学指導を実施する。</p> <p>小学校、中学校できめ細かい教育相談に応じられるよう、相談体制の充実を図る。</p> <p>通常学級に在籍する児童・生徒で、支援を要する児童・生徒に対応するため、支援員の数を増やすなど、体制整備に努める。</p> <p>教職員の研修を充実させ、児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を展開する。</p>

## (6) 障がい児保育の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>各保育所には、障がいのある児童が在籍しており、障がい児には加配職員を配置して保育にあたっている。</p> <p>障がいのある子どもの判定は幼児の段階では見分けにくく、保護者や関係者との情報交換を密にしながら保育にあたっているが、年々障がいのある子どもの受け入れは増加している。</p>	<p>3歳児検診での障がいの発見、医療機関での診断情報などに基づいて、保育のあり方を考えていく。</p> <p>障がい児保育にかかわるすべての職員が意識を共有し、担任と支援員との連携、全教職員のかかわりなどを推進していく。また、障がい児にかかわる職員の知識や技能向上を図る。</p>

## (7) 放課後児童クラブの障がいのある子どもの受け入れ体制の整備

取り組み内容	今後の方向性
<p>放課後児童クラブに障がいのある子どもを受け入れる。</p>	<p>適切な保育や育成を図るための保育体制の整備を図っていく。</p>

## (8) 障がいのある子どもとその家族に対する支援の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>障がい福祉サービスでは「居宅介護」「児童デイサービス」「短期入所」の利用がある。</p> <p>地域生活支援事業では「日中一時支援」「移動支援」の利用がある。</p>	<p>長期休暇中の家族の負担を軽減するための方策について検討し、安心して生活できるようにしていく。</p> <p>各種サービスの利用についての周知を工夫し、悩みを家庭で抱え込まないよう相談支援体制を充実させる。</p>

## (9) 発達障がいのある子どもへの支援体制の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>健康診査等で支援の必要な子ども及び保護者を対象に、ことばの相談、幼児相談、たんぽぽ・ひまわりサークルを実施している。</p> <p>保護者からの相談があれば、相談支援員等につなぎ、その後、専門医療機関への受診、地域療育等支援事業利用につないでいる。</p> <p>幼稚園や学校では、特別支援コーディネーターを中心に全教職員で支援していく体制を整備している。</p>	<p>支援の必要な子どもとその保護者を相談・教室につなげ、継続して支援していく。また、講師の確保や、教室運営方法等対象のニーズに合わせて検討していく。</p> <p>発達障がい児への支援は、早期対応の必要性が高いことから、市の各部署の関係者の連携を強化し、できるだけ早い段階から計画的かつ一貫性のある支援で本人や家族の抱えている困難に対処していけるよう協力体制を整える。</p> <p>また、関係機関と連携して、地域の子どもたちをみんなで支えていく体制づくりに努めるとともに、教職員の研修を充実させる。</p>

## 5 子どもの人権擁護や児童虐待を防止するために

## 【現状と課題】

子どもの成長について、家族は必要な保護の責務を負っており、地域社会はこれを支援していかなければなりません。しかし、今日の社会では特に子どもの人権にかかわる乳幼児期からの虐待や、学校におけるいじめ、不登校などの問題が増加しています。

子どもが夢や希望を持って過ごせる環境をつくっていくため、保育所、幼稚園、学校、民生委員・児童委員、保健師、医療関係者等の連絡・協力体制の強化を図り、虐待等の早期発見・早期対応、未然防止に努めることが必要です。

なお、「虐待」には、子どもに暴力をふるう「身体的虐待」、子どもを大人の性的欲求の対象とする「性的虐待」、子どもの成育に必要な世話や愛情を与えない「ネグレクト」、子どもに対して極端な心理的外傷を与える「心理的虐待」などがあります。

## 【今後の取り組み】

## (1) 児童虐待防止等に向けた体制の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施している。</p> <p>児童の人権においては、児童憲章の制定を行い、啓発に努めている。</p> <p>家庭児童相談室に相談員を常駐させ、県西部子ども相談センターと協力して虐待の問題に対処している。</p> <p>また、こんにちは赤ちゃん事業により、新生児訪問事業と連携しながら、家庭内での虐待の早期発見に努めている。</p>	<p>関係機関が連携して対応していく。</p> <p>対処する専門職員を配置するなど、人材確保に努める。</p>

## (2) 不登校児童・生徒などへの対応の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>支援教室を設置して、不登校の児童・生徒を受け入れている。</p> <p>原籍校に復帰した者への支援にも当たっている。</p>	<p>支援教室通級者のいる学校だけでなく、他の学校にも周知を徹底し、不登校児童・生徒の支援体制を整備する。</p> <p>臨床心理士に応援を求め、保護者や家庭の心理的負担の軽減に努める。</p>

## (3) いじめの防止

取り組み内容	今後の方向性
<p>いじめのない学校づくりに向けては、どの小学校、中学校でも校内の体制づくりや環境づくりに努力している。全教職員が「いじめの定義」を共通に理解し、校内外で発見のアンテナを張り、発見した場合には速やかに解決策を学校全体で考え、対処と指導に取り組んでいる。また、必要に応じ保護者にも情報を提供している。</p> <p>さらに、養護教諭や教頭が窓口となり、いつでも子どもたちや保護者から相談を受け入れる体制を整えている。</p>	<p>児童・生徒一人ひとりを大切にす、心の教育を実践するとともに、いじめを絶対に許さない、いじめの兆候を見逃さないなどの共通の理解をすべての教職員が持ち、保護者や地域、関係機関と連携を密にし、いじめの解消や防止を図る。</p>

## (4) 教育機関における情報と支援の連携強化

取り組み内容	今後の方向性
<p>幼稚園、小学校、中学校の連携により、支援を必要とする園児・児童・生徒の情報交換等を行っている。</p> <p>また、いじめや不登校が発生したときには、それぞれの学校・園が協力し、必要に応じて前担任も含めた情報収集を行って対応している。</p> <p>また、外部関係機関との連携については、生徒指導上の問題は、警察(香川県学校・警察相互連携制度)と、児童虐待については西部子ども相談センターとの連携を図っている。</p>	<p>幼稚園、小学校、中学校が、いじめや児童虐待に関する情報の共有を図り、子どもの保護や支援について適切な対応が行えるよう、連携の強化に努める。また、西部子どもセンターや児童相談所などの関係機関とも連携を図る。</p> <p>さらに、保護者や地域住民に対しても、理解と協力を求めていく。</p>

## (5) 児童の権利に関する条約の普及促進

取り組み内容	今後の方向性
<p>全国的に、児童虐待、家庭内暴力、いじめや体罰等、子どもの人権を侵害する深刻な問題が発生しており、観音寺市では、ケーブルテレビを活用した啓発を実施中である。</p>	<p>啓発効果を高めるため、より広く視聴できるよう放映時間帯の変更を検討していく。</p>

## (6) 人権への理解を深めるための保育の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>人権を尊重する保育を推進するとともに、地域との交流や保育内容の充実を図っている。</p> <p>地域の児童が多く通う保育所には、家庭支援推進保育士を配置している。</p>	<p>今後とも、地域との交流や保育内容の充実を図っていく。</p> <p>また、家庭支援推進保育の充実も図っていく。</p>

## (7) 子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>現在、すべての中学校と12学級以上の小学校にスクールカウンセラーを配置している(配置校)。</p> <p>また配置されていない小学校へは、その校区の中学校からスクールカウンセラーが、必要に応じて訪問している(対象校)。</p> <p>配置校と対象校のどちらにおいても、スクールカウンセラーは、児童・生徒や保護者、また教職員へのカウンセリングを行っている。</p> <p>さらに、配置校では、スクールカウンセラーの出席のもとに毎月1回「校内不登校対策委員会」を開いている。</p>	<p>いじめ・不登校に積極的にかかわる生徒指導相談員やスクールカウンセラーの配置を進め、カウンセリング機能のさらなる充実により、児童・生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決をめざす。</p>

## (8) ひとり親家庭への支援の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>家庭児童相談室に母子相談員を置き、相談の受理、自立に向けての情報の提供、自立していくプログラムの作成及び支援を行っている。</p>	<p>経済的支援以外にも、「相談による情報の取得」「自立方法の手助け」等の支援を推進する。</p> <p>また、支援事業についての周知、広報を図る。</p>

## 【評価の指標と目標値】

評価の指標	区分	現状値	目標値
子育てを楽しんでいると思う保護者の割合	就学前児童	84.8%	増やす
	小学校児童	80.4%	増やす
子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまう保護者の割合	就学前児童	16.9%	減らす
	小学校児童	11.2%	減らす
子育てをしていて孤独感、孤立感を感じる保護者の割合	就学前児童	13.5%	減らす
	小学校児童	8.1%	減らす

## 基本目標3 地域全体で子どもと子育て家庭を支援することのできるまちづくり

### 1 子どもや子育て家庭にとって安心・安全なまちづくりのために

#### 【現状と課題】

子どもが部活動などで夜遅く帰宅するような場合は、帰り道での事故や犯罪に巻き込まれたりすることへの心配が高まります。そこで、子どもを狙った卑劣な犯罪から子どもを守るための防犯対策を充実させるとともに、子どもの通学や外出時における安全性が確保された、安心して暮らせる環境を整備していくことが必要です。

また、子どもを犯罪の被害などから守るためには、市民一人ひとりが防犯に対する意識を強く持ち、警察、学校等の関係機関や各種団体が連携を図り、犯罪のない明るく安全なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

今後も防犯意識の高揚を図るために、地域との連携を深め、防犯に関する情報収集・提供や防犯講習を実施するなど、協働の情報ネットワークの構築が大切なこととなります。

そのほか、子どもの交通安全を確保するためには、交通安全施設等の整備を推進することも大切ですが、子ども自身が外出時の危険性や交通ルールなどを理解することが重要です。本市では交通安全教室や交通事故防止のための意識啓発活動、交通指導員による地域の交通安全指導などが行われていますが、今後も交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけるよう、関係機関、団体が連携し、地域一体となった取り組みを充実していくことが必要となります。

#### 【今後の取り組み】

#### (1) 防犯ネットワークの構築と防犯活動の充実

取り組み内容	今後の方向性
警察、学校、関係機関・団体等とネットワークを強化するとともに、子ども110番の家の登録、子どもSOS活動など、防犯対策の推進を図る。	警察、学校、少年育成センター、民生委員・児童委員、「子どもSOS活動」、「子ども110番」登録者等とのネットワークを強化し、ネットワーク間における情報の早期伝達により、地域の見守り活動の充実を図る。不審者情報等について、子育て家庭への迅速な情報提供に努める。

## (2) 交通安全対策の充実

取り組み内容	今後の方向性
交通安全に対する意識の向上を図るための啓発、指導に努めるとともに、自治会、学校関係等と連携し、カーブミラーやガードレールの設置、補修を行う。	交通マナー向上のため、啓発、指導に努めるとともに、子どもたちが安全に道路を通行できるよう、信号機、カーブミラー、横断歩道の整備を推進する。

## (3) 交通安全教育の充実

取り組み内容	今後の方向性
保育所、幼稚園、小・中学校において、体験学習方式を取り入れた交通安全教室を開催し、交通ルールを守り、よりよいマナーが実践できる子どもを育成する。	交通ルールを守り、よりよいマナーが実践できる子どもを育成するため、関係機関の協力体制を強化するとともに、体験学習方式を取り入れるなど、児童・生徒への教育効果を高めた教室の開催を計画し、交通安全教育の充実に努める。

## (4) チャイルドシート着用の徹底

取り組み内容	今後の方向性
6歳未満の子どもを車に乗せる際には、チャイルドシートを着用するよう啓発、指導する。	交通安全教室や街頭指導などの機会を活用して、チャイルドシートの日常的な着用が徹底されるよう啓発、指導に努める。

## (5) 危険箇所の整備・巡回と安全な通学路の確保

取り組み内容	今後の方向性
道路、河川等の危険箇所については、安全点検を実施し、計画的に整備を推進している。	歩行者優先の安心・安全で快適な道路環境を構築する。 通園、通学路の安全確保については、地域との連携を図り、整備を推進する。

## 【評価の指標と目標値】

評価の指標	区分	現状値	目標値
地域の危険箇所が以前よりも改善していると思う保護者の割合	就学前児童	31.8%	増やす
	小学校児童	37.6%	増やす

## 2 子ども連れでも安心して外出できるまちづくりをすすめるために

## 【現状と課題】

公共施設などに授乳やオムツ替えのできる場所がなかったり、道路に歩道が整備されていなかったりすると、乳幼児連れでの外出が不便で制約されてしまいます。

妊婦や子ども連れ、障がいのある人、高齢者などが利用しやすい建築物の改善や道路等の交通環境整備を推進し、すべての人にやさしいまちづくりを進めることが重要です。

## 【今後の取り組み】

## (1) 福祉のまちづくりの推進

取り組み内容	今後の方向性
観音寺市安全安心まちづくり条例により、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進している。	新築建物に関しては、安全安心まちづくり条例を考慮対応しているが、既設建物についても条例対応を進める。

## (2) 子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発

取り組み内容	今後の方向性
大型店舗(大規模集客施設)においては、自主的に施設整備が図られている。 また、街路整備による地元商店街の取り組みを進めている。	コンパクトなまちづくりを推進するため、集約型都市構造をめざし商業施設の誘導を図る。

## (3) 子ども連れでも外出しやすい環境の整備促進

取り組み内容	今後の方向性
集客施設においては、「香川県福祉のまちづくり条例」を活用した施設整備を推進している。 現在、市街地内で安心して利用できる多目的トイレは、駅前の大正橋プラザがあるものの、その他の施設では利便性が低い。	都市計画事業の中で、整備を図っていく。

## (4) 子育て家庭に適した住宅環境の整備

取り組み内容	今後の方向性
<p>現在、観音寺市の市営住宅は22団地849戸あり、住宅に困窮する低額所得者等に対し、低廉な家賃で供給している。</p>	<p>建替計画の際には、多様な家族構成に対応できるよう型別供給する。</p> <p>既存公営住宅の3DK及び特定公共賃貸住宅(中堅所得者向け)の3DK・3LDKについては、空き家となった場合は修繕後空き家募集を行う。</p>

## (5) 定住化対策の推進

取り組み内容	今後の方向性
<p>観音寺市交流定住促進計画を策定し、その中で、子育て支援や子育て環境、住環境の整備を推進することとしている。</p> <p>現況の子育て支援や教育体制の充実のほか、産業振興、住環境の整備を進め、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりに向けて取り組む。</p>	<p>観音寺市への人口流入を促進するため、受け入れの障害や障壁をできるだけ取り除き、20・30歳代の結婚・出産・子育て世代が家を建てて住み続けてもらえるような、具体的事業を展開していく。</p>

### 3 児童の健全育成をすすめるために

#### 【現状と課題】

地域の伝統や人とのつながりが希薄になっている今日、そこに住む住民自身が積極的に地域の青少年育成機能を培っていく必要があります。

地域行事を若い世代にとっても魅力あるものにし、子どもにも参加の機会を与えるよう取り組むことが必要です。

また、地域に子どもの居場所があることも必要で、身近な場所の公園、子育て支援施設、地域活動施設等の整備が求められています。

さらに、異年齢の子ども同士や異世代間の交流など、次代の親を育成する取り組みも必要となっています。

#### 【今後の取り組み】

##### (1) 公園の整備・充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>子どもにとって公園は、体を動かして遊ぶ場所であり、同年齢や異年齢児と交流する場である。また、その保護者にとっても、コミュニティの場となる。</p> <p>現在管理している公園は、都市公園が11か所、その他の公園31か所で、計42か所の維持管理を行っている。</p> <p>なお、本市の都市計画区域内における住民一人当たりの公園面積は16.33㎡である。</p>	<p>既存の公園を活かし、身近に利用できる施設整備を行う。</p> <p>ユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化の推進を図るとともに、新たな公園整備の計画を行い、市民一人当たりの公園面積20㎡をめざす。</p> <p>また、地元の無償管理(見回りや必要事項の要望)についても検討する。</p>

##### (2) 児童館事業の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>児童(0～18歳未満)に健全な遊びを与えて、その健康を増進しまたは情操を豊かにすることを目的とした児童館を設置している。市内には、民間の「ふたばキッズプラザ」、「遊ゆう児童センター」と、市営の「豊浜児童館」(20年4月から休止)、「大野原こどもセンター」がある。</p>	<p>公立の児童館の再開と充実をめざすとともに、児童厚生員の配置に努める。</p>

## (3) 体験学習の拡充

取り組み内容	今後の方向性
生活体験、社会体験、自然体験など様々な体験活動の機会を提供し、社会全体で青少年の豊かな人間性や生きる力の育成を図る。	夏休みを利用したボランティア活動、地域との交流を図る行事、親子が交流する自然体験の場の提供などを実施していく。

## (4) 子ども会活動の支援

取り組み内容	今後の方向性
子ども会活動の活性化のため、子ども会指導者やジュニアリーダー(中・高生ボランティア)の育成に努めるとともに、モデル子供会の委嘱事業をとおして、地域住民との積極的な交流を行うよう指導する。 また、子ども会に助言や援助をして、地域全体で子どもを育てる体制づくりの支援を行う。	子ども会活動をとおして、地域住民と子どもたちとのつながりを促進し、地域全体で子どもを育てる体制を築く。

## (5) 読書活動の推進

取り組み内容	今後の方向性
利用者の多様な要望に応えられるよう、精選・選択した図書等を計画的に収集し、専門図書や話題の本等を購入し、蔵書の充実を図っており、土・日・祝日の開館、平日の時間延長を行っている。 図書館ボランティアの「お話会」、ブックスタート事業、IC図書館システムの貸出業務、レファレンスの強化、ホットメールなどの新着案内情報提供等を実施している。	市民生活や地域を豊かにするための知識と情報を提供し、市民にとって利用しやすい図書館、様々な利用者に対するサービスの充実を図る。 図書館ボランティア、ブックスタート事業等については、引き続き取り組んでいく。

## (6) 地域交流の場の充実

取り組み内容	今後の方向性
公立保育所6か所、民間保育所(園)5か所の計11か所にて、保育所地域交流活動事業を実施している。	地域の参加者の固定化がみられるため、地域住民の幅広い参加をめざしていく。 未実施の保育所について、実施を検討する。

## (7) 地域の伝統文化を学ぶ機会の充実

取り組み内容	今後の方向性
市内の小学生がふるさとの歴史や文化に触れ、親しみを持ち、心豊かに育つための体験活動や学習の機会を提供するため、毎年「観音寺市子ども文化財探偵団」を実施している。	参加者の減少傾向を解消するため、開催日、時間等の変更や魅力あるメニューの開発などの検討を行う。 また、他の生涯学習事業との共同開催などについても検討していく。

## (8) 親子で楽しめる催しや学習活動の充実

取り組み内容	今後の方向性
図書館の展示コーナーでは、子ども読書週間期間に子どものお勧め本、毎月の特集には関連図書等を展示しており、毎週、新刊コーナーに新刊本を展示している。 行事については、各図書館の伝統や特色を生かし、子どもの読書週間、秋の読書週間、「読書感想文・読書感想画展、図書館まつり」、子どもの工作教室、ボランティアの方の読み聞かせ教室等を実施している。	現状を踏まえて、市民ニーズに応じたサービスの向上を図る。

## 【評価の指標と目標値】

評価の指標	区分	現状値	目標値
近くに安心して遊べる場所があると感じている保護者の割合	就学前児童	33.7%	増やす
自然にあふれた子どもの遊び場が少ないと感じている保護者の割合	就学前児童	76.1%	減らす
	小学校児童	79.0%	減らす
子どもたち同士のふれあいや交流が少ないと感じている保護者の割合	就学前児童	56.0%	減らす
	小学校児童	45.7%	減らす
週休2日制が導入されて子どもが家庭で一人で過ごすことが多くなったと感じる保護者の割合	小学校児童	19.4%	減らす

## 4 子育て支援ネットワークづくりをすすめるために

## 【現状と課題】

価値観の多様化を背景に、地域でのコミュニケーション不足が指摘されており、子育てをしていて孤独感や孤立感を感じる保護者が見受けられます。

子育て家庭と地域との連携を図るため、地域における子育て情報の共有化を図ったり、子育て中の親のネットワークを形成するなど、地域子育て支援センターを拠点にした活動が必要です。

## 【今後の取り組み】

## (1) 子育て支援ネットワークの構築

取り組み内容	今後の方向性
<p>観音寺市愛育会において、母子保健に関する研修会や活動についての情報交換の機会を設けている。</p> <p>法人保育所5園では、地域子育て支援拠点事業で、一時保育、日曜保育、子育てホームヘルプサービス、育児相談等を行っている。</p>	<p>観音寺市愛育会では、主な活動者が子育て支援を必要とする者でもあるため、今後、保健師や母子保健推進員との連携をめざす。</p> <p>行政の各種事業、子育て団体、ボランティア・NPOや育児関連業者等の登録及び紹介業務を整備し、ファミリー・サポート・センターの設立をめざす。</p>

## (2) 子育てボランティアの養成・配置

取り組み内容	今後の方向性
<p>社会福祉協議会で子育てボランティアの養成講座を開催しており、自発的子育てボランティア・NPOができています。</p> <p>また、各地区で子育てサロン(社協、民生委員児童委員)を開催している。</p>	<p>小地域福祉活動推進事業を推進し、ボランティア・NPO等の掘起し、育成に努め、ファミリー・サポート・センターの設置をめざす。</p>

## (3) 保育所の子育て支援機能の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>保育所が子育て中の家庭にとって最も身近な子育て支援の場となるよう、相談事業や交流事業の充実を図っている。</p>	<p>保育士等の技能や知識等を向上させることにより、より細やかな子育て支援ニーズにも対応できるよう努める。</p>

## (4) 愛育会や母子保健推進員等の活動に関する情報提供の充実

取り組み内容	今後の方向性
<p>観音寺市には 11 単位組織の愛育会があり、新生児・乳児訪問や乳幼児健康診査の機会に、声かけや「愛育だより」の配布などにより活動情報の提供をしている。また、各種行事の際にも、活動を知ってもらう取り組みをしているほか、年1回愛育だよりの発行、広報紙、ホームページ、観音寺ホットメールの活用などにより、住民への周知を行っている。</p> <p>母子保健推進員の活動については、妊娠届時、3か月児健康診査時、1歳6か月児健康診査時に、母子保健推進員についてのお知らせと訪問希望を聞いている。また、「子育て応援情報」や広報でも周知している。</p>	<p>愛育会については、組織率低下の中で現在の会員を確保し、活動のやりがいや達成感を感じられることを支援していく。特に、役員改選時には、前期の成果を踏まえた工夫を図っていく。</p> <p>母子保健推進員については、その存在を住民に広く知ってもらい、身近な相談相手になることを勧めていく。</p>

## 【評価の指標と目標値】

評価の指標	区分	現状値	目標値
周囲に支えられて子育てをしていると感じている保護者の割合	就学前児童	53.8%	増やす
	小学校児童	62.3%	増やす
地域の人から「子どもが大きくなったね」などと、声をかけられることがある保護者の割合	就学前児童	66.8%	増やす
	小学校児童	61.1%	増やす

## 第4章 子育て支援サービスの目標事業量

事業の目標年度は、平成22年度(新待機児童ゼロ作戦の集中重点3カ年の最終年度)、平成26年度(後期行動計画の最終年度)、平成29年度(新待機児童ゼロ作戦の最終年度)とします。

事業項目		単位	平成22年度	平成26年度	平成29年度
通常保育事業	3歳未満児	人	540	550	560
	3歳以上児	人	580	570	560
延長保育事業		人	5	25	25
		か所	1	1	1
トワイライトステイ事業		人	1	1	1
		か所	1	1	1
休日保育事業		人	2	3	4
		か所	1	1	1
病児・病後児保育事業		日数	100	100	100
		か所	1	1	1
一時預かり事業	合計	日数	6,600	6,600	6,600
	保育所型	か所	5	5	5
ショートステイ事業		か所	1	1	1
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		人	190	190	190
		か所	6	6	6
放課後子ども教室		人	30	30	30
		か所	1	1	1
地域子育て支援拠点事業(センター型)		か所	5	5	5
ファミリー・サポート・センター事業		か所	0	1	1

## 資料

## 1 観音寺市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 20 日

告示第 55 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づき、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策や事業を実施するための行動計画(以下「行動計画」という。)の策定に当たり、幅広く意見を求め、総合的かつ計画的に推進するため、観音寺市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌し、市長に具申する。

(1) 次世代育成支援行動計画の策定

(2) 実施に関して必要な事項を調査協議

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

(委嘱等)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 市議会の代表者

(2) 次世代の育成に関する識見を有する者

(3) 各種関係団体の代表者

(4) 公募により選出された者

(5) 市職員

(6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委員会の目的達成の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月20日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 2 観音寺市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

区 分	団体名等	氏 名	備 考
学識経験者		石原 敏夫	委員長
関係団体	保育所ブロック会長	牧 員代	
	幼稚園長会代表	堀川 昭子	
	小学校長会代表	植田 良三	
	中学校長会代表	大平 順一	
	保育所ブロック会代表	宮本 佳史	
	市PTA連絡協議会長	石川 隆明	
	医療機関代表	尾崎 貴視	
	市民児協主任児童委員部会長	渡辺 勝芳	副委員長
	市愛育会長	中西 久美子	
	食生活改善推進協議会長	鯖目 慶子	
	観音寺警察署生活安全課長	松本 真一郎	
公募者	市民代表	矢野 資壹	
		友枝 美恵子	
市議会	市議会文教民生常任委員会委員長	秋山 忠敏	
市職員	保健師	和泉 和子	

事務局：観音寺市健康福祉部子育て支援課

### 3 観音寺市次世代育成支援行動計画策定推進庁内会議設置要綱

平成 21 年 7 月 7 日

訓令第 7 号

#### (目的)

第 1 条 観音寺市次世代育成支援行動計画策定委員会と連携し、観音寺市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の策定を総合的かつ計画的に推進するため、観音寺市次世代育成支援行動計画策定推進庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第 2 条 庁内会議は、次に定める事務を所掌する。

- (1) 次世代育成支援を推進するための連絡及び調整に関すること。
- (2) 行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 行動計画の進行及び運営に関すること。
- (4) その他次世代育成支援の推進に向けた施策に関すること。

#### (組織及び職務)

第 3 条 庁内会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充て、会務を総理し、庁内会議を代表する。
- 3 副会長は、子育て支援課長をもって充て、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、行動計画に関係する課長等（別表）をもって充てる。

#### (会議)

第 4 条 庁内会議は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 庁内会議の議事の進行及び運営は、会長が行う。
- 3 会長は、必要があるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

#### (庶務)

第 5 条 庁内会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において行う。

#### (その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議に必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 7 日から施行する。

観音寺市次世代育成支援行動計画  
(後期計画)

---

平成 22 年 3 月

編集・発行 観音寺市 健康福祉部 子育て支援課

〒768-8601 観音寺市坂本町 1 丁目 1 番 1 号  
TEL . 0875-23-3962 FAX . 0875-23-3929  
<http://www.city.kanonji,kagawa.jp>